消防予第 25号 平成28年1月29日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁·各指定都市消防長

消防庁予防課長(公印省略)

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する 省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維 持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の公布について(通知)

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」(平成28年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。)及び「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条第2項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」(平成28年消防庁告示第3号。以下「3号告示」という。)が本日公布されました。

今回の改正は、延べ面積 275 平方メートル未満の施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を新たに定めるとともに、従来のパッケージ型自動消火設備を基準面積(消防法施行令(昭和 36 年政令第37号。以下「令」という。)第12条第2項第3号の2に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。)が1,000平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について所要の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されると ともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理す る一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 2号告示に関する事項

1 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件に関する事項(「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第1条第2項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成16年消防庁告示第12号。以下「12

号告示」という。) 第3関係)

従来、パッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第6号。以下「規則」という。)第13条第3項各号に掲げる部分にパッケージ型消火設備を設置できることについて、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条第2項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成16年消防庁告示第13号。以下「13号告示」という。)において規定していたものを、12号告示に規定することとしたこと。

2 その他の事項 その他所要の規定の整備を行ったこと。

第二 3号告示に関する事項

- 1 用語の意義に関する事項(13号告示第2関係)
 - (1) 13 号告示第 6、第 15 及び第 16 において I 型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備を I 型と定義したこと。
 - (2) 13 号告示第 6、第 15 及び第 16 において II 型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備を II 型と定義したこと。
- 2 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物に関する事項(13号告示第3関係)
 - (1) I型は、令第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までに掲げる防火対象物又はその部分(令第 12 条第 2 項第 2 号口に規定する部分を除く。)のうち、令別表第 1 (5) 項若しくは(6) 項に掲げる防火対象物又は同表(16) 項に掲げる防火対象物の同表(5) 項若しくは(6) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が 10,000 平方メートル以下のものに設置することができることとしたこと。
 - (2) II型は、令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又は その部分で、延べ面積が 275 平方メートル未満のもの(易燃性の可燃物 が存し消火が困難と認められるものを除く。)に設置することができる こととしたこと。
- 3 設置及び維持に関する技術上の基準に関する事項(13号告示第4関係)
 - (1) I型の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の隣接する同時放射区域において共有することができる場合として、以下の場合を追加したこと。
 - ・ 既に隣接する同時放射区域間の設備の共有が認められている場合の ほか、基準面積が 1,000 平方メートル未満の防火対象物又はその部分

に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合

- (2) Ⅱ型にあっては、消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を2以上の同時放射区域において共用することができないこととしたこと。
- (3) パッケージ型自動消火設備の放出口は、規則第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分に設けることとしたこと。
- (4) 13 号告示第 17 第 2 号(三)の火災拡大抑制試験において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定した II 型の放出口にあっては、壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを当該材料と同等以上の性能を有する材料でした部分にのみ設けることができることとしたこと。
- 4 設置及び維持に関する基準の細目に関する事項(13 号告示第5関係)
 - (1) Ⅲ型にあっては、床面から放出口の取付け面(放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。)までの高さは、2.5メートル(13号告示第17第2号の消火試験を行った結果、2.5メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ)以下としたこと。
 - (2) II型の受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等及び中継装置(中継装置を設ける場合に限る。)は、これらを難燃性の箱に収納する場合にあっては、点検に便利な箇所に設置すれば足りることとしたこと。
- 5 パッケージ型自動消火設備の性能等に関する事項(13 号告示第 6 関係) 以下に適合するⅡ型について、当該設備を有効に作動させることができ る容量を有する電池を用いる場合に限り、主電源に電池を用いることがで きることとしたこと。
 - (1) 電池の交換が容易にできること。
 - (2) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを 72 時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を 72 時間以上音等により伝達することができること。
- 6 放出口及び放出導管に関する事項(13号告示第8関係) Ⅱ型にあっては、消火薬剤(蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤及 び加圧用ガス)を貯蔵する容器から放出口までの放出導管の長さは、10メ

- ートル以下としたこと。
- 7 消火薬剤貯蔵容器等に関する事項(13号告示第9関係)
 Ⅱ型にあっては、消火薬剤の放射を停止することができる措置を要しないこととしたこと。
- 8 受信装置に関する事項(13号告示第11関係)

1の警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から2以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこととしたこと。

9 非常電源に関する事項(13号告示第13関係)

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、非常電源を要しないこととしたこと。

10 絶縁抵抗等に関する事項(13号告示第14関係)

Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、電圧を、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下の範囲内で変動させた場合に、機能に異常を生じないこととしたこと。

11 放射性能に関する事項(13号告示第15関係)

Ⅱ型にあっては、充填された消火薬剤の容量又は質量の 90 パーセント 以上の量を放射できることとしたこと。

12 消火性能に関する事項(13号告示第16関係)

Ⅱ型の消火性能については、13 号告示第 17 第 2 号(一)の第 1 消火試験、同号(二)の第 2 消火試験及び同号(三)の火災拡大抑制試験に適合するものとしたこと。

13 消火試験に関する事項(13号告示第17関係)

Ⅱ型については、第1消火試験、第2消火試験及び火災拡大抑制試験の 3種類の消火試験を行うこととしたこと。

- 14 消火薬剤の種類及び貯蔵量に関する事項(13 号告示第 18 関係)
 - (1) Ⅱ型に使用する消火薬剤の種類は、第3種浸潤剤等入り水としたこと。
 - (2) 防護面積が13平方メートルであるⅡ型における消火薬剤の貯蔵量は、 16リットル以上としたこと。
 - (3) Ⅱ型にあっては、放射時間に係る条件を設けないこととしたこと。
- 15 表示に関する事項(13 号告示第 20 関係)

パッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に容易に消えないように表示する事項として、以下のものを新たに追加したこと。

- (1) I型又はⅡ型の別
- (2) Ⅱ型について、主電源に電池を用いる場合にあっては、当該電池の種類及び電圧

16 その他の事項

- (1) Ⅱ型の設置及び維持に関するその他の技術上の基準については、I型 に準ずることとしたこと。
- (2) その他所要の規定の整備を行ったこと。

第三 施行期日等に関する事項

- 1 施行期日に関する事項(2号告示附則及び3号告示附則第1項関係) 2号告示及び3号告示は公布の日から施行することとしたこと。
- 2 経過措置に関する事項(3号告示附則第2項関係)

3号告示の施行の際現にパッケージ型自動消火設備が設置されている防火対象物若しくは現にパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成29年3月31日までにパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該パッケージ型自動消火設備のうち、改正後の13号告示第20第2号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例によることとしたこと。

(連絡先)

消防庁予防課 近藤、久保田、境 TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

〇消防庁告示第二号

能 \mathcal{O} 九 設 を 十二号) 必 有す 置 要とさ 及 る び 第 消 れ 維 持 る 防 に 防 条 \mathcal{O} 関 用 第 火 す 安 に る 全 供 項 技 す 性 \mathcal{O} 術 能 規 る 上 設 定 を 有 備 12 \mathcal{O} 基 等 す 基 準) に る づ 関 き、 消 \mathcal{O} す 防 平 る \mathcal{O} 部 省 成 用 を 令 + 12 次 第 六 供 \mathcal{O} す 年 ょ 条 消 る うに 第 設 防 庁 備 改 項 告 等 正 に \mathcal{O} 示 す 関 規 第 る。 定 + す に る 号 省 基 令 づ くパ 必 平 要と ツ 成 さ ケ + れ 六 年 ジ る 型 防 総 消 火 務 安 省 火 設 全 令 性 備 第

平成二十八年一月二十九日

消防庁長官 佐々木敦朗

所 を を 第 \mathcal{O} 除 \equiv 下 「で < . 中 あっ を て、 に 以 設 設 下 置 置 次 す 1C 令 することが ること 撂 と げ る 1 が う。 で ŧ できる き \mathcal{O} る を 防 地 ŧ 階、 加 火 \mathcal{O} 対 え、 とす 無 象 窓 物 ´る」 階 で は あ 又 に は を 0 改 て、 火 め、 災 は \mathcal{O} 次 とき 同 に \mathcal{O} 各 各 改 号 煙 号 め、 を に が 次 著 定 \mathcal{O} 昭 8 L ょ < る 和 う 充 三 £ に 満 + \mathcal{O} 改 す 六 80 る を 年 る。 お 削 政 り、 そ 令 れ 第 \mathcal{O} + に あ る ょ 七 場 る 号

次 0 $\left(\longrightarrow \right)$ 又 は $(\underline{})$ 12 撂 げ る 区 分 に 応 じ、 それぞ れ $\left(\begin{array}{c} \cdot \\ \end{array} \right)$ 又 は に 定 8) る ŧ \mathcal{O}

一 I型 次に掲げるもの

1 耐 火 建 築 物 に あ 0 7 は 地 階 を 除 < 階 数 が 六 以 下 で あ り、 か つ、 延 ベ 面 積 が 千 平 方 メ]

トル以下のもの

口 千 平 耐 方 火 建 メ 築 物 1 以 ル 以 外 下 \mathcal{O} t \mathcal{O} Ł \mathcal{O} に \mathcal{O} あ 0 て は、 地 階 を 除 < 階 数 が三 以下であ り、 か つ、 延 べ 面 積 が

□ Ⅱ型 次に掲げるもの

1 耐 火 建 築 物 に あ 0 7 は 地 階 を 除 < 階 数 が 兀 以 下 で あ り、 か 延 ベ 面 積 が 千 五. 百 平 方 メ

ートル以下のもの

口 耐 火 建 築 物 以 外 \mathcal{O} t \mathcal{O} に あ 0 7 は 地 階 を 除 < 階 数 が 以 下 で あ り、 か つ、 延 ベ 面 積 が 千

平方メートル以下のもの

前 号 に 掲 げ る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 平 成 + 六 年 消 防 庁 告 示 第 十三号 (必 要とさ れ る 防 火 安 全 性 能 を 有 す

る 消 防 \mathcal{O} 用 に 供 す る 設 備 等 12 関 す る 省 令 第 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ < パ ツ ケ ジ 型 自 動 消 火 設 備

防 \mathcal{O} 設 火 対 置 象 及 物 び 又 維 は 持 そ に 関 \mathcal{O} 部 す 分 る \mathcal{O} 技 う 術 ち、 上 \mathcal{O} 消 基 防 準 法 施 \mathcal{O} 行 規 規 定 則 に ょ (昭 り 和 パ 三十 ツ ケ 六 年 ジ 自 型 治 自 省 動 令 消 第 火 六 設 号) 備 を 第 設 十三 置 L 条 7 第 1 る

項各号に掲げる部分

第 六 第 号 中 放 出 を 放 射 に 改 め、 同 第 三 号 中 掲 げ る 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 種 別 を 掲 げ る 消 火 薬

剤 を \mathcal{O} 種 種 類 類 に、 12 改 \Diamond Ι 型 又 は 以 上 \prod 型 を \mathcal{O} 削 放 り、 射 率 同 表 を 備 考 区 を 分 に 削 り、 応 じ た 同 第 率 四 以 号 上 中 \mathcal{O} 率 重 __ に 量 改 め、 を 質 同 量 号 \mathcal{O} に 表 改 中 \Diamond る 種 別

第七を次のように改める。

第七 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パ ツ ケ ジ 型 消 火 設 備 に 使 用 す る 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 種 類 及 び 貯 蔵 量 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 定 \Diamond るところ に ょ

種 消 火 機 薬 械 剤 泡 \mathcal{O} 又 種 は 第 類 は、 八 第三号に定 第八第一号に定め め る 第 る強化 種 浸 潤 剤等 液、 入 第八第二号に定め り水、 第二 種 浸潤 る第一 剤等 入 種 り 機 水 械 泡 若 L 若 < しく は 第三 は 第

消 火 薬 剤 \mathcal{O} 貯 蔵 量 は 次 0) 表 0) 上 欄 に 掲 げ る 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 種 類 に応じ、 それぞれ 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 撂

げる区分に応じた量以上の量とすること。

種

浸

潤

剤

等

入

り

水

とすること。

と 裏刊 つ 重	消火薬剤	の貯蔵量	貯蔵量(リットル)	
消少寒斉の私業	I型	<u> </u>	П	型
強化液	一百			
第一種機械泡 一	一百			
第二種機械泡 声	百二十	<u></u> 六 十	 -	
第一種浸潤剤等入り水 一	二百	7	_	
第二種浸潤剤等入り水 五	百二十			
第三種浸潤剤等入り水 ニーニーニー	八十			

第 八中 次 に を 次 0 各号に」 に改 め、 同 第 号か 5 第四号までを次のように改 8 る。

 $\left(\longrightarrow \right)$ 強 化 著 液 L は 1 毒 性 ア 又 ル は 力 腐 IJ 金 食 性 属 を 塩 類 有 を含 L な V 有 す ŧ る \mathcal{O} で 水 あ 溶 0 性 て、 \mathcal{O} 消 か 火 つ、 薬 剤 で、 著 L 次 1 (C 毒 性 適 合す 又 は る 腐 ŧ 食性 <u>0</u> とすること。 \mathcal{O} あ るガスを

発 生し な 7 も の であること。

- $(\underline{})$ 結 晶 \mathcal{O} 析 出 溶液 0 分離、 浮 遊 物 又 は 沈 殿 物 \mathcal{O} 発 生 そ 0 他 0 異 常を生 じ な 7 ŧ 0 で あること。
- $(\underline{\underline{}})$ 浸 潤 剤 等 を 混 和 L 又 は 添 加 す る 場 合 に あ 0 て は 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 性 状 又 は 性 能 に 悪 影 響を与え

な 7 浸 潤 剤 等 を 使 用 す ること。

- (匹) 腐 敗、 変質 等 0 お そ れ 0) ない ŧ のであること。
- (五) ア ル 力 リ 性 反応を呈すること。
- (六) 凝 固 点 が 零 下二十 度以 下であること。
- (七) 第 匹 号 \mathcal{O} 試 験 に 適 合すること。
- 第 種 機 械 泡 及 Ű 第 種 機 械 泡は、 化学反応によらず消火効果を有する泡を生 成する水溶性 0)
- $\left(\longrightarrow \right)$ 消 火薬 放射 剤 さ れ 前 る 号(一) 泡 は、 カュ ら (四) 耐火 性 まで及び出 を持続することができるも に定 \mathcal{O} \mathcal{O} ほ ので、 カン あ 次 ること。 に適合する \mathcal{O}

めるも

ŧ

とすること。

で、

- $(\underline{})$ 火 薬 水 剤 溶 12 液 あ 又 は 0 7 液 は、 状 若 水 L に < 溶 は け 粉 B 末 す 状 1 \mathcal{O} ŧ ŧ <u>О</u> \mathcal{O} で で あ あ ること。 ること。 ک 0) 場合に お 7 て、 液 状又 は 粉 末 状 0) 消
- $(\overline{\underline{}})$ 溶 量 が 液 温 度二 消 が 火 泡 か 薬 + 5 剤 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 還 容 消 元 す 量 火 る 薬 \mathcal{O} た 剤 五. め 倍 を に 以 充 要す 上 填 で L る あ た り、 発 時 泡 間 が か 用 つ、 消 分以 火器を作動させた場合に 発泡 上で 前 あること。 \mathcal{O} 水 溶 液 0) 容 量 お の二十五パ いて放射 され] 七 る泡 ン } \mathcal{O} \mathcal{O} 水 容

四 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

する水 第一 種 溶 浸 性 潤剤 \mathcal{O} 消 火薬剤 等 入 ŋ 水、 で、 第二 第一 号 (--) 種 浸潤剤等 カゝ が (四) まで及び出 入り水及び第三 並 び) に 前 種 浸 号 潤 (四) 剤等 \mathcal{O} 入 規 定 り 水 に は、 適 合す 浸 潤 る ŧ 剤等を含有 *(*) とする

より行うこと。

兀 消火薬剤の性能に関する試験は、 一から出までに定めるところにより、 その 判定は八の 規定に

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 火 薬 消 火 剤 薬剤 0 種 類 \mathcal{O} に 量、 応じ、 試 験 それ 用 消 ぞ 火 器 れ 同 \mathcal{O} 容量 表 \mathcal{O} 第 及 び 欄 消 火 に 撂 薬 げ 剤 る \mathcal{O} 量、 放 射 同 時 間 表 は、 \mathcal{O} 第三 次 欄 \mathcal{O} に 表 掲 \mathcal{O} げ 第 る 容量 欄 に 及 撂 び げ 同 る 表 消

の第四欄に掲げる時間とすること。

赵	消火薬剤の量	試験用消火器の容量	消火薬剤の放射時間
グ 事 産 の 利	(リットル)	(リットル)	(秒)
強化液	〇・刊	六・〇〜七・五	四十
第一種機械泡	☆・○	六・〇〜七・五	四十
第二種機械泡	0 • [1]	三・六〜四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇〜七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	<u> </u>	三・六〜四・五	三十五

- $(\underline{})$ 別 义 に 示す 模型を 用い ること。
- $(\overline{\underline{}})$ 試 験 用 消 火器 は、 試験 を行う消 火薬 剤を充填した棒 状 ノズ ル 0 蓄 圧 式 消 火器を使用すること。
- (四) 燃 焼 な べ に、 ○ リッ 1 ル \mathcal{O} 1 ル 7 ル ヘプ タン を入れ点 火すること。

(五)

点火してから三分後に、

試

験

用消

火器

か

ら消

火薬剤

を放射

し、

消火を開始すること。

- (六) 無風 の状態 (風 速 〇 五 メー \vdash ル 毎秒 以 下 の状態をい . う。)において行うこと。
- (七) 温 度二 + 度 \mathcal{O} 状 態 に お *(* \ て行うこと。
- (/)消 火 薬 剤 \mathcal{O} 放 射 が 終 了 L た 時 12 炎が 認 \Diamond 6 れず、 か つ、 放射 が終了 して から二分を経 過 する

ま で 0) 間 に · 再 燃 L な 7 場合に、 こ の 試 験に 適合するものと判定すること。

第八 に、 第五号中 し なけ れば し なら なけ な ればならない」を「すること」に改め、 \ _ _ を「すること」に改める。 同第六号中「一から川まで」を「次

附 則

こ の 告示は、 公 布 の 日 から施行する。

平成十六年消防庁告示第十二号(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパ

ッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の一部を改正する件(新旧対照表 平成十六年消防庁告示第十二号(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づく

(傍線部分は改正部分)

0

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)

	一 の (一) でに というに といいと というに といいと といいと といいと というに といいと といいと といいと といいと といいと といいと といいと といいと とい
	つけては自己場所の区分にはいいにいければ自己を除く。)に設置することができるものとする。
のあ り扱うものを除く。)による。	の(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれの
るも 百六号)別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は	上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)であって、次に掲げる
倍以 を除く。)を危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第	三十四年政令第三百六号)別表第四で定める数量の七百五十倍
昭和 、次の各号に定めるもの(指定可燃物(可燃性液体類に係るも	液体類に係るものを除く。)を危険物の規制に関する政令(昭
燃性 若しくは歯項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であって	に掲げる防火対象物の用途に供される部分(指定可燃物(可燃
歯項 │ 対象物又は同表は項に掲げる防火対象物の同表□項から凷項ま	表は項に掲げる防火対象物の同表 項から 項まで若しくは
は同 のうち、令別表第一円項から凷項まで若しくは歯項に掲げる防	表第一円項から凷項まで若しくは凷項に掲げる防火対象物又は
令別 一号から第三号まで及び第六号に掲げる防火対象物又はその部	号まで及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令
第三 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十一条第一項	三十七号。以下「令」という。)第十一条第一項第一号から第
令第 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物は	パッケージ型消火設備は、消防法施行令(昭和三十六年政令
要件	要件
物の 第三 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物	第三 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物
現	改正後

 $\left(\longrightarrow \right)$ Ι 型 次に掲げ るもの

イ 耐火建築物にあっては か 延べ面積が三千平方メートル以下のも 地階を除く階数が六以下であ ŋ

口 耐火建築物以 外 0) ものにあって は 地階を除く階数が三

0) 以 下であり、 かつ、 延べ面積が二千平方メートル以下の

(___) Ⅱ 型 次に掲げるもの

1 か 耐火建築物にあっては 延べ 面 積が千五百平方メートル以下のもの 地階を除く階数が四以下であ

ロ 耐火建築物以 外 0) ŧ のにあ っては 地階を除く階数が二

前号に掲げるも 0) 0) ほ か 面積が千平方メートル以下のもの 平成十六年消防庁告示第十三号

以

下であり、

カゝ

延べ

関 必 要とされる防火安全性能を有する消 する省令第二条第二 項の 規定に基づくパッ 防 0 用に供する設備等に ケージ型自動 消火

ケー 設備 ジ 0 型自動消 設置及び 火設 維 持に 備を設置している防火対象物又はその 関 する技術上 0 基 (準) 規定により ゚゙゙゙゙゚゚゚゚ 部 分

のうち 消防法施行規 則 (昭和三十六年自治省令第六号) 第

三条第三項各号に掲げる部分

(--)耐火建 築物にあって は 地 |階を除く階数が六以下であ ŋ `

階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除 か つ、 延べ 面 |積が三千平方メ] 1 ル 以下 0) Ł 0 地階

(___) 耐 火建 築物以外のものにあっては 地 階を除く階数が三以

下であ ŋ か つ、 延べ 面積が二千平方 メ 1 ル 以下のもの

地階、 無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのあ

る場 所を除く。

_| Ⅱ型を設置できる防火対象物

耐 火 建 築物 に あ って は 地階を除く階数が 兀 以下であり、

(--)

窓階又は火災のとき煙が著し か つ、 延べ 面積 が千五百平方メート ル以下 (T) もの ある場所を 地地 階、 無

く充満するおそれの

除く。

第六 放射性能

による。
パッケージ型消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところ

一 作動後すみやかに消火薬剤を放射できるものであること。

放射時間は、

温

度二十度において、

I型にあっては二分以上

- 、Ⅱ型にあっては一分三十秒以上とすること。
- れぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた率以上の率とするこ三が射率は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、そ

کے

第二 第 第二 第 強 化 種 種 種 種 種 液 浸潤 浸潤剤等入り 機 機 浸潤剤等入り 消 械 火薬 械 剤等入り 泡 泡 剤 0 種類 水 水 水 十六 兀 兀 兀 放 - ++ ++射 Ι 兀 兀 率 型 IJ ツ 兀 1 $\overline{+}$ Π ル *分* 型

□ 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が二以

- 下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの(地

無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのあ

場所を除く。)

第六 放射性能

パッケージ型消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところ

- 一(作動後すみやかに消火薬剤を放出できるものであること。による。
- 二 放射時間は、温度二十度において、I型にあっては二分以
- 、Ⅱ型にあっては一分三十秒以上とすること。
- 三 れ ぞれ同 放 (射率 表の は、 下 次の表の上 欄 に掲げるI 一欄に 型又は 掲げる消 Ⅱ型の 火薬剤の 放射率とすること。 種別に応じ、

			1	1			
第三種浸潤剤等入り水	第二種浸潤剤等入り水	第一種浸潤剤等入り水	第二種機械泡	第一種機械泡	強化液	クジェイ	肖と襲到の重別
十六以上	二十四以上	四十以上	二十四以上	四十以上	四十以上	I 型	放射率(リッ
		ا پر -	四 十 以 上			Ⅱ 型	リットル/分)

$\overline{}$
削
る
$\overline{}$

であること。

五.

放射距離は、

棒状で放射した場合において、

十メート

ル以

上

であること。

兀

充填された消火薬剤の容量又は質量

の九十パーセント以

上

0)

量

を放射できるものであること。

第七 火薬剤 0) 種 類及び 貯 蔵

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の

種類及び貯蔵量は

備考

強化液とは、 アル カリ金属塩類を含有する水溶性の 消

火薬剤(第八第二号に定める性能を有するものに限

る。 第八第 号に定める試験において確認された

性 能を有するものをいう。

有するものに限る。 生成する水溶性の消火薬剤 いて確認された性能により第 機械泡とは、 化学反応によらず消火効果を有する泡を で、 第八第 (第八第三号に定める性能を 一種又は第二種に区分され 号に定める試験にお

三 薬剤 浸潤剤等入り水 (第八第四号に定める性能を有するものに限 は 浸潤剤等を含有する水溶性 一の消火 る。

るものとする。

より 第 第八 第 種 号に定め 第二 種又は第三種に区 る試 験 お 分されるものとす 確 認された性能

る。

兀 充填された消火薬剤の容量又は重量 0) 九十パー セント以 上

0

五 量を放射できるものであること。 放射距離は、 棒状で放射した場合におい

て、

十メートル以

第七 消 火薬 剤 0 種類及び 消 火薬剤量

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤 0 種類及び貯蔵する

次の各号に定めるところによる。

定める第一 に定める第一 消火薬剤の種類は、 種浸潤剤等入り水、 種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に 第八第一号に定める強化液、 第二種浸潤剤等入り水若しくは 第八第二号

	の下欄に掲げ	消火薬剤の貯蔵量は、次の表の・	第三種浸潤剤等入り水とすること。
I 型 Ⅱ 型 消火薬剤の貯蔵量	とすること。 に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量	次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類	

それぞれ同表下欄に掲げるⅠ型又はⅡ型の消火薬剤量とするこ 消火薬剤の量は、 次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、

	八十以上	第三種浸潤剤等入り水
	百二十以上	第二種浸潤剤等入り水
ر با ا	二百以上	第一種浸潤剤等入り水
六 十 以 上	百二十以上	第二種機械泡
	二百以上	第一種機械泡
	二百以上	強化液
型	I 型	
(リットル)	(リッ	消火薬剤の種別
貯蔵する消火薬剤量	貯蔵する※	

第三種浸潤剤等入り水 二百 第二種機械泡 二百 第二種機械泡 二百 六十 六十 京二種機械泡 二百						
	浸潤剤	浸潤剤	一種浸潤剤	種機械	一種機械	強化液
六十	八十	百二十	二百	百二十	二百	二百
			7	☆ 十		

第八 消火薬剤の性能等

号に定めるところによる。パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次の各

一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で

次に適合するものとすること。

第八 消火薬剤の性能等

めるところによる。

パッケージ型消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次に定

試験を出から四までに定めるところにより、その判定は国の規の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲れる消火薬剤の性能は、次の表

強化液 五.	14		消火薬剤の種別	消	24	定により行うものとする。
五.	トル)	(リッ	剤の量	消火薬	消火模	
六・〇~七・五		(リットル)	容量	試験用消火器の	消火模型を消火するための条件	
四十	(秒	時	放	基	の条	
	12	間	射	準	件	

対 疑 国 点 が			団 アルカリ性反応を呈すること。		四 腐敗、変質等のおそれのないものであること。	と。	剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用するこ	三 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあっては、消火薬	の異常を生じないものであること。
	模型は完全に消火されたものと判	放射終了後二分以内に再燃しない場	団 消火薬剤の放射終了時において群	以下同じ。)において行うこと。	四 無風の状態(風速○・五メート			三 消火は、模型に点火した後三分で	点火すること。

三十	一 一 三 ・ 〇	<u>-</u>	第三種浸潤剤等入り水
三十五	三・六〜四・五	1=1 • ○	第二種浸潤剤等入り水
四十	六・〇〜七・五	五 • ○	第一種浸潤剤等入り水
三十五	三・六〜四・五	111 • 0	第二種機械泡
四十	六・〇~七・五	五.	第一種機械泡

備 考

三十	二 . 四 〈三 . ○	<u>-</u>	第三種浸潤剤等入り水
三十五	三・六~四・五	= 0	第二種浸潤剤等入り水
四十	六・〇~七・五	五。	第一種浸潤剤等入り水
三十五	三・六~四・五	= 0	第二種機械泡
<u>D</u>	プ・	# C	第一種機械汽

消火試験は、 基準放射時間は、 試験用消火器は、 別図に示す模型を用いるものとすること。 温度二十度において行うものとする。 棒状ノズルの蓄圧式消火器とする。

 $(\underline{})$

結晶

の析 出

溶

液の分離

浮遊物又は沈殿物の発生その他

と。

しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであるこ

著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、

かつ、

著

(___) 点火すること。 燃焼なべに、 三・〇リットルの ノルマルヘプタンを入れ、

した後三分で開始すること。

五メートル毎秒以下の状態をいう。

時において残炎が認められず、 円燃しない場合においては、それらの にものと判定すること。 かつ、

三 第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤	三第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸
国 腐敗、変質等のおそれのないものであること。	
ものであること。	
四 浸潤剤等は、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない	四 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。
	あること。
	トの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上で
	以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセン
きるものであること。	た場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍
三 消火薬剤には、浸潤剤等を混和し、又は添加することがで	三 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させ
	けやすいものであること。
の異常を生じないものであること。	合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあっては、水に溶
□ 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他	□ 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場
と。	
しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであるこ	ること。
─ 著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著	─ 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであ
までに適合するアルカリ金属塩類の水溶液でなければならな	で及び出に定めるもののほか、次に適合するものとすること。
第一号に定める消火薬剤のうち強化液消火薬剤は、円から出	果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号□から四ま
二 強化液消火薬剤	二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効
	出 第四号の試験に適合すること。

すること。 潤 号一から四まで及び 剤等入り 水は、 浸潤剤等を含有する水溶性の 出並びに前号四 の規定に適合するもの 消 火薬剤 で 第

四 ろにより、 消 火薬剤の その判定は川の規定により行うこと。 性 能に 関 する試 験 は から出までに定めるとこ

兀

第一

種、

第二

種及び

第三

種浸潤剤等

入り

水消火薬剤

(--)ぞれ同 び 間 は、 消 5火薬剤 表の 次の 表 第 \mathcal{O} 量 0) 欄に掲げる量 第 試験 欄に掲げる消火薬剤の 用 消火器 同表 の容量及び の第三 欄 種類に応じ、 消火薬剤の放射時 に掲げる容量及 それ

同

表の

第四

欄

に掲げる時間とすること。

械泡消 第一 号に定める消火薬剤の 火薬剤は 前号一から国までの規定の例によるほ うち、 第 種 機械泡及び第二種 か 機

- から回までに適合するものとする。 耐火性を持続することができるものであ
- ること。 放射される泡は
- $(\underline{\hspace{1cm}})$ けやすいものであること。 合において、 水溶液又は液状若しくは粉末状のもの 液状又は粉末状の消火薬剤にあっては であること。 水に溶 この場
- (\equiv) ント せた場合にお であること。 倍以上であり、 温 0) 度二十度の消火薬剤を充てんした発泡用消火器を作動さ 水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以 い か て放射される泡の容量が消火薬剤の容量の つ、 発泡前の水溶 液 の容量の二十五パ] 五. セ
- (四) 凝 固 「点は、 使用 温 度 0) 下 限値未満であること。

潤剤等入り 定の例によるものとする 第 号に定める消火薬剤のうち 水消火薬剤は 第 |号||から国まで及び前号四の規 第 種 第二種及び第三種浸

 (\equiv) (<u>III</u>) 火すること。 ル 強化液 第三 第二 第 第二 第 燃焼なべに、 0) 試 別 蓄圧式消火器を使用すること。 験用消火器は 、図に示す模型を用いること。 消火薬剤の種類 一種浸潤剤等入り水 一種浸潤剤等入り水 種浸潤剤等入り 種機械泡 種機械泡 三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点 試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズ 水 <u>=</u> • 五 • <u>=</u>. 五. 五. • ル (リット の 量 消火薬剤 <u>-</u> = 六・ 三 • 六 ・ ○ 〜 六 ・ ○ 〜 量 試 火器の容 (リット 匹• 匹• 七 · 五 七 · 五 験用消 <u>=</u> • 七・ \bigcirc 匹 六~ 六~ 五. 五. 五. 三 十 五 三 十 五 四十 の放射 三十 四十 四十 間 消 (秒) 火薬剤 時

(<u>F</u>i.) 火して から三 分後に 試 験 用 消 火器から消 火薬剤を放 射

消 火を開 始 すること。

(六) 無風 0 状態 (風速○・五 メ 1 1 ル 毎秒以 下の 状態

う。 に お V て行うこと。

温 度二十度 0 状態において行うこと。

(八) (七) 消 上火薬剤 0 放 射 が 終了 L た 時 に炎が認 め 5 れず、 か 放

射 が この試験に適合するものと判定すること。 終了してから二分を経過するまでの間に再燃し ない 場 合

生じないように、 消 火 薬剤は、 希 容器に封入すること 釈、 濃縮、 固 化、 吸湿、 変質その他 0

異

常 を

五.

消

火

薬

剤

は、

希

釈、

濃

縮、

固

化

吸

湿、

変質その

他

この異常

を

五.

六 て は、 消火薬剤の容器 包装) に は、 容 次 に 器に表示することが不適当な場合にあ 掲げる事項を記載し た簡明な表示をす

消火設備 用 消 火 薬 剤」 0) 文字

 (\Box) 消 5火薬剤 \mathcal{O} 種 類

 (\equiv) 消 **E**火薬剤 \mathcal{O} 容 量 又 は 質 量

腐 食性

(四)

(五) 取 扱 1 上 \mathcal{O} 注 意 事 項

(六) 製 **没造年月**

(七) 製造者名又は 商 標

型 式 番号

(J\)

生じ ない ように、 容器に 封 入 し なけ ħ ば なら ない

六

て は、 消 火薬剤の 包 装) 容器 に は、 (容器に表示することが不適当な場合に $\left(\longrightarrow \right)$ から (\mathcal{N}) までに掲げる事 項を記載した簡

な 表示をしなければならない

 $\left(\longrightarrow \right)$ 消 火設備用消 火薬剤」 の文字

 $(\underline{})$ 消 火薬 剤 \mathcal{O} 種 類

 (\equiv) 消 公案剤 0) 容量 又は 質量

(四)

腐

食

性

(五)

取

扱い

上

 \mathcal{O}

注

意事

項

(六) 製 造 年 月

(七) 製 造者名又は 商

標

(1)型 式 【番号

- 11 -

明

あ

\bigcirc 消 防) 庁告 示 第三

設 能 九 を 十二号) 備 必 有する消 要とさ \mathcal{O} 設 置 第二 れ 及 び る 防 条 維 防 \mathcal{O} 第 持 用 火 12 安 に 関 全 供 項 す す 性 \mathcal{O} る 能 る 規 技 設 定 を 有 術 備 12 す 等 上 基 \mathcal{O} に づ る 基 関 き、 消 準 す 防 平 る 0) 省 \mathcal{O} 成 用 令 + に 部 第 六 供 を す 年 次 条 消 る 第 0) 設 防 ように 庁 備 項 告 等 に \mathcal{O} 示 改 規 第 関 正す 定 十三号 す る省 に る。 基づくパ 门令 (必要とさ 平 ッケ 成 + れ 六] ジ 年 る 型 防 総 自 火 務 安 省 動 消 全 令 性 第 火

成二 + 八 年 月二 + 九 日

消 防 庁 長 官 佐 Þ 木 敦 朗

第二 平 第 + 兀 号 中 選 択 弁 を 選 択 弁 等 に 改 め、 拡 大 を 削 り、 同 号 を 同 第 + 七 号 لح し、 第

前 に 次 の二号を加え る。

を

同

第

+

号とし、

第

中

· 第 二

号

カン

5

第

八

号

ま

で

を二号ず

つ

繰

り

下

げ、

第

--

号を第三号とし、

同

号

 \mathcal{O}

中

第

九

号

か

5

第

十三

号

ま

で

を三

号

ず

0

繰

ŋ

下

げ

同

第

八

号

 \mathcal{O}

中

及

び

_

を

及

Ţ

に

改

 \Diamond

同 号

I 型 第 六、 第 + 五. 及 び 第 + 六 に お 7 て I 型とし て定 \Diamond る性能 を有 す るパ ツ ケ ジ 型 自 動 消 火

設 備 を 1 う。

 \prod 型 第六、 第 + 五. 及 び 第 + 六 に お 1 て Π 型とし て定 め る 性 能 を有 す るパ ツ ケ 1 ジ 型 自 動 消 火

設 備 を 1 う。

第三 を 次 0) よう ĺZ 改 \Diamond る。

第三 パ ツ ケ ジ 型 自 動 消 火 設 備 を 設 置 することが できる 防 火 対 象 物

パ ツ ケ ジ 型 自 動 消 火 設 備 は 次 \mathcal{O} 各号に 撂 げ る 区 分に 応 じ、 当 該 各 号 に定 め る 防 火 対 象 物 又 は

そ \mathcal{O} 部 分 に 設 置 す るこ لح が で き る ŧ \mathcal{O} لح す る

条 対 象 第 号、 Ι 型 物 項 第三 又 第 は 消 号、 同 防 号 表 法 (共) 第 口 施 に 項 兀 行 に 規 号 令 掲 定 及 昭 げ す U る る 第 和 防 三 部 九 火 分 号 + 六 対 を か 象 除 年 5 <_ . 第 政 物 十 二 令 \mathcal{O} 第 同 号 三 表 \mathcal{O} ま + う (五) で ち、 七 項 若 に 号。 令 掲 L < 以 别 げ 下 は 表 る (六) 第 防 令 項 火 __ に (五) 対 掲 項 象 لح 若 げ 物 1 う。 る 又 L 防 < は 火 そ は 対 第 (六) \mathcal{O} 象 項 部 十 物 12 分 条 掲 \mathcal{O} 令 げ 第 用 第 途 る に 防 + 項 第 火 供

百 七 \prod 型 + 五. 令 平 第 方 十 二 メ] 条 1 第 ル 未 項 満 第 \mathcal{O} ŧ 号 \mathcal{O} 及 び 易 第 燃 九 性 号 \mathcal{O} に 可 掲 げ 燃 る 物 防 が 火 存 対 L 象 消 物 火 又 が は 困 そ 難 \mathcal{O} と 部 認 分 \otimes で、 5 れ 延 る ベ ŧ 面 \mathcal{O} 積 を が 除

さ

れ

る

部

分

で、

延

ベ

面

積

が

万

平

方

X

卜

ル

以

下

 \mathcal{O}

Ł

 \mathcal{O}

り、 Ι 兀 型 号 第 12 中 同 兀 あ 第 第 \equiv 設 0 号 号 7 け 中 中 は る 次 を そ 防 に \mathcal{O} 火 __ 定 設 対 8 象 置 を す る 物 当 ところに る \mathcal{O} 該 __ に 設 を 改 備 防 ょ め、 \mathcal{O} り 火 対 同 に 消 第 象 六 火 物 号 薬 同 又 剤 は 中 時 放 そ に、 パ 射 \mathcal{O} 部 ツ 区 分 ケ 域 場 0)] 合に う ジ を 型 ち、 あ 自 各 0 動 同 7 消 時 12 は 放 改 火 設 め、 射 次 備 X に 域 \mathcal{O} 同 ょ 第 消 る 12 火 薬 号 改 を 後 剤 \Diamond 段 こと を を 同 第 削

 $\left(\longrightarrow \right)$ 隣 接 す る 同 時 放 射 区 域 間 \mathcal{O} 設 備 を 共 用 L な 1 た だ 次 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は \mathcal{O} 限

V)

が

で

き

る

に

改

 \Diamond

同

号

 $\left(- \right)$

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

8

る

で な

イ 若 + 等 11 五. 隣 以 L 場 < 接 年 上 合 法 は す \mathcal{O} る 律 第 性 第 能 百 同 を 時 七 百 有 条 放 す 射 \mathcal{O} 号) る 区 壁 に 域 第二 若 規 が L 定 建 条 築 < す 第 る 基 は 九 間 技 準 号 仕 術 法 \mathcal{O} 切 的 施 壁 基 行 令 潍 口 で に 区 に 留昭 規 画 適 定 さ 和 合 す れ、 <u>二</u> 十 す Ź る 防 壁 五 か 若 火 年 つ、 設 政 L 令 備 開 < 第 で は \Box 部 間 \equiv あ 百 る 仕 に 三十 防 建 切 築 壁 火 凣 戸 基 又 号) が 準 は 設 ک 法 第 け れ 昭 5 5 百 と 七 れ 和 同 条 7

口 で、 入 所 可 燃 者 物 が 就 \mathcal{O} 集 寝 積 に 使 量 用 が 少 す な る く 居 室 以 か つ、 外 で 延 あ 焼 0 て、 \mathcal{O} お そ 講 堂 れ が 機 少 な 能 1 訓 練 لح 認 室 そ \Diamond 5 \mathcal{O} 他 れ る $\sum_{}$ 場 れ 所 5 に に 設 類 置 す る す る ŧ 場 \mathcal{O}

合

る

平 11 放 射 方 1 ょ 又 う 区 メ 12 域 は 設 以 1 口 に 置 外 ル 撂 未 す \mathcal{O} る げ 同 潚 Ź 場 時 \mathcal{O} 場 合 放 防 合 射 火 区 対 \mathcal{O} 域 象 ほ か、 物 に 対 又 令 応 は 第 そ す 十二 る \mathcal{O} 防 部 条第二 護 分 に 区 設 域 に 置 項第三号の二 設 す け る る 場 放 合 出 で に あ \Box 規 か 0 定す て、 5 消 る 火 火 床 薬 災 剤 が 面 発 積 が 生 放 \mathcal{O} 合 射 L た 計 さ れ 同 が 千 時 な

きるパ 第 ŧ 兀 第六 \mathcal{O} ツ で ケ 号 あ る ジ 型 中 を 自 パ 動 パ 消 ツ ケ ツ 火 設 ケ] 備 ジ ジ 型 を 型 用 自 自 動 1 る 消 動 消 火 設 火 に 設 改 備 備 は \Diamond を 用 _ 同 号 1 を $(\overline{\underline{=}})$ る 削 り、 中 に っパ 改 め、 放 ツ 出 ケ 第 できる 兀 ジ に 型 次 自 ŧ \mathcal{O} 0) 動 消 で 号 あ 火 を 設 る 加 備 え を \mathcal{O} る。 放 を 削 射 ŋ で

七 規 パ 則 ツ ケ لح] 1 ジ う。 型 自 動 第 消 十三 火 設 備 条 第 \mathcal{O} 三 放 項 出 各 П 号 は に 消 掲 げ 防 る 法 部 施 分 行 以 規 外 則 \mathcal{O} (昭 部 和 分 \equiv に 設 + 六 け る 年 · 自 治 省 -令 第 六 下

八 熱 内 で ジ 壁 開 12 第 型 + 及 始 面 自 び 後 七 す 第 る 動 天 二号 消 井 定 部 分 火 \mathcal{O} \mathcal{O} $(\overline{\underline{=}})$ 設 室 時 備 内 間 口 \mathcal{O} に 火 り \mathcal{O} 建 災 縁 放 築 面 出 す 基 拡 窓 る 準 大 П 部 台 に 法 抑 そ あ 分 施 制 行 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 試 7 仕 令 他 験 第 に $\sum_{}$ は 上 げ れ 百 お 5 壁 を 八 1 条 及 て、 に L た び 類 \mathcal{O} 試 す 天 通 各 る 井 験 常 室 号 部 \mathcal{O} $\overline{}$ 天 分 に \mathcal{O} 火 井 災 を 4 掲 除 を げ 12 \mathcal{O} <_ な 用 る ょ 要 る 1 1 場 7 件 火 合 消 熱 \mathcal{O} を 満 仕 に 火 が あ 性 た 加 上 げ 能 す え 0 5 7 を 性 を 当 は 判 能 れ 定 た 該 を 有 場 材 L 屋 合 根 た す 料 る に、 لح 同 \mathcal{O} ツ 材 等 料 室 ケ 加

当 第 該 五 感 第 知 号 部 に 中 係 パ る 警 ツ 戒 ケ 区 域 ジ 及 型 び 自 当 動 該 消 放 火 出 設 備 \Box 12 に 係 表 る 示 さ 防 護 れ 区 7 域 1 る が 防 護 \mathcal{O} 同 区 域 時 を 放 有 射 効 区 12 域 包含す を 有 効 る に よう 包 含 に す る を ょ

うに、

に

改

 \Diamond

同

第

兀

号

を

次

0)

ょ

う

に

改

 \Diamond

る

以

上

 \mathcal{O}

性

能

を

有

す

る

材

料

で

し

た

部

分

12

 \mathcal{O}

4

設

け

ること

が

で

きること。

几 定 は め 屋 床 根 面 高 \mathcal{O} カン 下 5 放 面 を 出 1 П う。 \mathcal{O} 取 付 ま け で 面 \mathcal{O} 高 放 さ 出 は \Box を 次 取 \mathcal{O} n $\left(\longrightarrow \right)$ 付 け 又 は る 天 に 井 掲 \mathcal{O} げ 室 る 内 区 に 分 面 に す 応 る じ、 部 分 又 そ れ は ぞ 上 れ 階 $\left(\longrightarrow \right)$ \mathcal{O} 又 床 は 若 L < に

る

さ

とすること。

 $\left(- \right)$ 動 さ Ι 型 せ た 状 態 で 兀 行 メ 0 た 1 結 ル 果 (第 <u>-</u> + 七 兀 第 メ] 号 \mathcal{O} 1 消 ル を 火 超 試 え 験 る を 高 別 さ 义 で --- 消 に 火 示 す 性 能 Α 模 が 型 確 を 認 使 で き 用 た L 場 感 合 知 部 に あ لح 連 0

7 は、 当該高 さ 以 下

 $(\underline{})$ さ で \prod 消 型 火 性 能 が 五 確 メ] 認 1 で きた ル (第 場 合 + に 七第二号 あ 0 て は \mathcal{O} 消 当 該 火 試 高 験 を行 さ 以 った結 下 果、 五メー ŀ ル を超える高

第 五. 第六号後 段 を 削 り、 同 第 八 号 に 次 \mathcal{O} た だ L 書 を 加 え る。

た だ し、 \prod 型に つい てこれ 5 を 難 燃性 \mathcal{O} 箱 に 収 納 す る場 合にあっ ては、 点検に便 利 な 笛 所 に 設

置 す れば 足 りること。

し、

中

第 六第 第六 同 第 + + 第六 兀 号 号 号 か を を 同 同 第十五 第 ら第十号までを一号ずつ繰り下げ、 十三号と 号とし、 し、 同 同 第 第 十三 + 号 号 中 中 _ _ 又 つ は *(*) 第 五号の・ を を _ _ 又 次に は *(*) に に 改 改 め、 \Diamond 号 同 同 号 号 を を 同 同 第 第 + 兀 号と 号と

同

次

0)

を

加

え

る。

六 る。 主 電 に 源 つ 12 *(*) 電 て 池 当 ! を 用 該 設 7 備 ないこと。 を有効に作動させることができる容量を有す ただし、 次に適合するパ ツケー ジ 型 んる電 自 動 池 消 を用 火 ζ) 設 備 る場合 Π は 型 に ک 限

 \mathcal{O} 限 り で な

- $\left(\right)$ 電 池 \mathcal{O} 交換 が 容 易 にできること。
- 十 二 電 時 池 間 \mathcal{O} 以 電 上 圧 点 が パ 滅 表 ツ 示等に ケ ジ ょ 型 り 自 É 動 動 消 火 的 設 に 表示 備 を有効 į に 又はその旨を七十二時 作 動 できる電圧 の 下 間 限 値 以上音等により とな ったことを七 公伝達

することができること。

第八を次のように改める。

第八 放出口及び放出導管

放 出 \Box 及 び 放 出 導 管 は 次 \mathcal{O} 各号に 定 め るところに

金 属 材 料 で 造ること。 ただ し、 火 災に ょ 0 て 生ず Ź 熱 に ょ り 変 形、 損 傷 等 が 生 じ な V) 措 置 を

講

よる。

ずる場合は、この限りでないこと。

号

に

お

1

て

消

火

器

規

格

省

令

لح

1

う。

第

+

条

第

項

第

号

 \mathcal{O}

規

定

0)

例に

ょ

り

行

う

試

験

を

1

耐 圧 試 験 **(**消 火 器 \mathcal{O} 技 術 上 0 規 格 を定め る省 万令 (昭 和 三 十 九 年 自治省 令第二十 七 号。 第 九 第

う。 を 行 0 た 場 合 に お 1 て、 漏 れ を 生 ぜ ず、 か つ、 変 形 を 生 じ な 1

 \equiv 内 面 等 \mathcal{O} 放 射 に 関 係 す る 部 分 は、 平 . 滑 に 仕 上げ ること。

兀 放 出 口 \mathcal{O} 取 付 け 部 と 放 出 導 管 は 確 実 に 取 り 付 けること。

五. 管 継 手 は 放 出 導 管 を 確 実 に 接 続 す ること が で きる、 ŧ \mathcal{O} で あ ること。

六 消 火 薬 剤 (蓄 圧 式 \mathcal{O} 貯 蔵 容 器 に あ 0 て は 消 火 薬 剤 及 てバ 加 圧 用 ガ ス) を 貯 蔵 す る 容器

 \Box ま で \mathcal{O} 放 出 導 管 \prod 型 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 長 さ は + メ] 1 ル 以 下 とすること。

す る 方 式 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} に あ 0 て は 次 に 定 \Diamond るところに ょ る。

七

前

各

号

12

定

 \emptyset

るところ

に

ょ

る

ほ

か、

火

源

を

検

知

L

方

向

を定

8)

T

消

火

薬

剤

を放射

火災を消

火

カン

ら放

出

 $\left(- \right)$ 自 動 的 に、 か つ、 確 実 に 火 源 \mathcal{O} 位 置 を 検 知 できること。

- (\Box) 自 動 的 に 放 出 П を 消 火のために . 有 効 な方向に向 けることができること。
- (Ξ) 放 出 \Box は 消 火 薬 剤 を 消 火 \mathcal{O} た 8 に 有 効 な 分 布 で 放 射 することができること。

第 九 第 号 中 第 三 + 五 条 第 項」 を 削 り、 同 第 一号 中 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 放 出 を ¬ I 型 に あ 0 て は

、消火薬剤の放射」に改める。

第 + 第 号 中 「 第 八 第 号 (--) カゝ 5 $(\overline{\underline{=}})$ 「まで」 を 第 八第一 号から第三号まで」 に 改 め、 同 第二 号 中

放出」を「放射」に改める。

第十一第三号に次のただし書を加える。

ただ Ļ 0 警 戒 区 域 か 5 以 上 \mathcal{O} 異 な る 火 災信 号を受信 し、 作 動 装 置 等 12 起 動 信 号 を 発 信 L

た 後に おい て、 異 なる 警 戒 区 域 か ら二 以 上 \mathcal{O} 異 な る火 災信号を受信 L た 場合 12 は、 起 動 信 号 を 発

信しなくてもよいこと。

第 十 一 第 七 号 中 講 じ る を 講 ず る に 改 8 る。

第 + 中 「パ ツ ケ 1 ジ 型 自 動 消 火 設 備」 \mathcal{O} 下 に I 型 に 限 る。 _ を 加 え、 同 第 号 中 第 八 第

号 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array}\right)$ か ら三ま で」 を 第 八 第 号 か 5 第三号まで」 に 改 \Diamond 同 第二 号 中 当 該 を 火 災 0) 発 生 L

た警戒区域に対応する」に改める。

第 十三 中 電 気を 使 用 す るパ ッケ] ジ 型自 動 消光 (設備) を 「パ ツ ケ] ジ 型自 動 消 火 設備 主 電 源 に

電池を用いるものを除く。)」に改める。

パ ぞ ツ れ 第 $\left(\longrightarrow \right)$ ケ +又 兀 第 ジ は 型 (<u>___</u>) \equiv 号 自 に 定 中 動 消 \Diamond 電 火 る 設 範 源 備 用 \mathcal{O} 電 に 内 あ で 圧 を 電 0 て 次 圧 は を \mathcal{O} 範 供 に 囲 給 内 改 さ で \Diamond れ を 同 る 電 号 $\left(\longrightarrow \right)$ 次 力 中 に \mathcal{O} 係 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ る 以 又 下 は 電 圧 $(\underline{})$ に 変 \mathcal{O} 掲 下 動 に げ \mathcal{O} 下 る 限 電 主 値 源 以 電 \mathcal{O} 上 源 区 上 分 に に 限 電 値 応 池 じ、 以 を 下 用 そ 1 る れ

第十五第二号を次のように改める。

を

加

え

る

- 次 \mathcal{O} $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 又 は に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、 そ れ ぞ れ $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 又 は 12 定 8 る 量 以 上 \mathcal{O} 量 を放 射 できること。
- $\left(\longrightarrow \right)$ Ι 型 充 填 さ れ た 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 容 量 又 は 質 量 \mathcal{O} 八 + 五 パ セ ン 1 \mathcal{O} 量
- 等一くいっ等一人とごとてつこうこ女から。

 (\Box)

 \prod

型

充

填

さ

れ

た

消

火

薬

剤

 \mathcal{O}

容

量

又

は

質

量

 \mathcal{O}

九

+

パ

セ

ン

1

 \mathcal{O}

量

第 + 六 か 5 第 + 八 ま で を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

第十六 消火性能

パ ツ ケ ジ 型 自 動 消 火 設 備 \mathcal{O} 消 火 性 能 に 0 7 て は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 当 該 各 号 に 定

める試験に適合するものとする。

動 消 Ι 型 火 設 備 第 + に 七 0 1 第 7 号 試 験 $\left(- \right)$ を \mathcal{O} 第 行 う 場 消 合 火 12 試 限 験 る。 第 八 第 又 七 は 第 号 + に 定 七 第 \Diamond る 号 放 出 \mathcal{O} \Box 第 を 有 消 L 火 な 試 1 験 パ ツ ケ] ジ 型 自

 \prod 型 第 + 七 第 号 (--) \mathcal{O} 第 消 火 試 験 同 号 $(\underline{})$ \mathcal{O} 第 消 火 試 験 及 び 同 号 (\equiv) \mathcal{O} 火 災 拡 大 抑 制 試 験

第十七 消火試験

パ ツ ケ ジ 型自 動 消火設備 0 消火性 能を判定する消火試験 の方法 は、 次の各号に定めるところに

ょ る。

Ι 型 に お け る 消 火 試 験 は 次 に 定 \emptyset るところによること。

 $\left(\longrightarrow \right)$ 第 消 火 試 験 は 1 か 5 ^ ま で に 定 め るところによ り、 そ 0 判 定 は 1 \mathcal{O} 規 定 によ り行うこと。

1 别 図 に 示 す A 模型 及 び В ·模型 を 用 7 ること。

口 A 模 型 及 び В 模 型 は 防 護 区 域 内 0 任 意 \mathcal{O} 場 所 にその模型 0 平 面 の三分の二以 上 が 防 護

区

域 內 کے な る ょ う ĺ そ れ ぞ れ 置 くこと。

ノヽ Α 模 型 \mathcal{O} 燃 焼 な べ に 匹 〇リット ル \mathcal{O} 1 ル 7 ル プタン を入 れ、 点火 すること。

= 5 消 放 火 出 薬剤 \Box は を放 床 射 面 し、 上 二 • 消 火 匹 を開 メ] 始 } すること。 ル \mathcal{O} 天 井 面 に 取 ŋ 付 け、 点火 してから三分後に、 放 出 П

ホ 上 て 点 0) 放 天 火 射 井 が L 終 了 下 消 五. L 火 薬 た 後、 剤 \mathcal{O} 放 ただち 射 開 に ル 始 \mathcal{O} か В 模 位 5 型 置 + 0) \mathcal{O} 温 鉄 分 度 を 製 経 \coprod 測 過 12 定 す \bigcirc すること。 るま 兀 IJ で 燃 ツ 焼 1 さ ル せ 0 ノル るとともに 7 ル プ В タン 模 型 を \mathcal{O} 入 中 れ 心

面

セ

ン

チ

メ

]

1

を

て 同 無 r. 風 \mathcal{O} 状 に 態 お 7 風 て行うこと。 速 \bigcirc 五. メ] 1 ル 毎 秒 以 下 0 状 態 をい う。 (<u>__</u>) · 及び 第十九 第 四号穴 に お V)

1 次 \mathcal{O} (1) 及 び (2)を 満 足する場合に、 こ の 試 験 に 適 合す くる も のと 判 定すること。

カ

- (1)あ 0 A 模型 7 は に 放 射 0 7 が て、 終 了 消 L た 火 薬 時 剤 に \mathcal{O} 放 炎 射 が を開 認 \Diamond 5 始 L れ てか ず、 ら三分後 か 放 射 (放射 終 了 後、 時 間 放 が三分以 射 を 開 下 始 \mathcal{O} L Ł て カン \mathcal{O} 5 に
- (2)В 模 型 に 0 1 て、 ノ ル マ ル プ タ ン \mathcal{O} 燃 焼 中 に 測 定 L た 温 度 \mathcal{O} 上 昇 が、 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 放 射

+

分

を

経

過

す

る

ま

で

 \mathcal{O}

間

に

再

燃

L

な

1

場

合

- を 開 始 L て から二十 · 分を 経 過 す Ś ま で 0) 間 百 七 + · 度 を 超 え な 1 場
- イ 第二 別 消 义 火 試 に 験 示 は、 す A 1 模 型二 か 5 1 個 ま を で 用 に 1 定 \emptyset 防 るところに 護 区 域 内 \mathcal{O} ょ 任 り、 意 \mathcal{O} そ 場 \mathcal{O} 所 判 に 定 は 模 型 チ \mathcal{O} 相 規 互 定 \mathcal{O} に 距 より行うこと。 離 を 一 センチ
- メ] Α 模 1 型 ル 離 \mathcal{O} 燃 L 焼 な か ベ つ、 に、 当 几 該 模 型 \bigcirc \mathcal{O} 平 ツ 1 面 ル \mathcal{O} 三 \mathcal{O} 分 ル \mathcal{O} 7 以 ル ヘプ 上 が タ 防 ン 護 を 区 入 域 れ 内 とな 点火すること。 る ょ う に置 くこと。

IJ

1

口

- ノヽ 5 消 放 出 火 薬 口 剤 は を 放 床 射 面 上 二 • し、 消 兀 火 を メ 開] 始 1 す ル るこ \mathcal{O} 天 井 面 に 取 り 付 け、 点 火 してか ら三分後に、 放 出 П
- = メ 別 1 义 ル に 離 し、 示 す カン В 模 つ、 型二 当 該 個 模 を 型 用 \mathcal{O} 1 平 面 防 護 \mathcal{O} \equiv 区 分 域 内 \mathcal{O} \mathcal{O} 以 任 上 意 が \mathcal{O} 防 場 護 所 に、 区 域 模 内 とな 型 相 る 互 ょ \mathcal{O} う 距 に置 離 を + くこと。 セ ンチ
- ホ に 放 パ 出 ツ ケ \Box] カン 5 ジ 消 型 自 火 薬 動 剤 消 を 火 放 設 射 備 す に ること。 滴 切 な 措 置 を 施 し、 ハ で 確 認 さ れ た 放 射 パ タ] ンとなるよう
- 放 射 が 終 了 L た 後、 ただち に В 模 型 \mathcal{O} 鉄 製 \prod 12 \bigcirc 匹 IJ ツ 1 ル \mathcal{O} 1 ル 7 ル プタン を入れ

か

7 \mathcal{O} 点 中 火 心 し、 上 \mathcal{O} 天 消 井 火 薬 面 剤 下 五. \mathcal{O} セ 放 ン 射 を チ 開 メ 始 L 1 7 ル \mathcal{O} カン 位 ら二十分を経 置 \mathcal{O} 温 度 を 測 過するま 定すること。 で燃焼させるとともに В 模 型

1 無 風 \mathcal{O} 状 態 に お 1 て 行うこと。

チ (1)次 A \mathcal{O} 模 (1)型 及 に び (2)0 を 1 て、 満 足 消 する場合に、 火 薬 剤 0) 放 ک 射 0 を 試 開 験 始 に 適 合 カン す ら三分後 る Ł 0 کے に 判 炎 定すること。 が 認 8) 5 れ ず、 か つ、 放

L

7

射

終 了 後、 放 射 を 開 始 L 7 カン ら二十 分を 経 過 す る ま で 0) 間 に 再 燃 L な 7 場 合

(2)В 模 型 に 0 1 て、 1 ル 7 ル プ タン 0) 燃 焼 中 に 測 定 L た 温 度 が 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 放 射 を 開 始

L 7 か ら二十 分 を経 過 す る ま で \mathcal{O} 間 百 七 + 度 以 上 に 上 昇 L な 1 場 合

 \prod 型 に お け る 消 火 試 験 は 次 に 定 \Diamond るところによること。

 $\left(\longrightarrow \right)$ 第 消 火 試 験 は 1 カン 5 ハ ま でに 定とめ るところによ り、 そ 0 判 定 は = 0) 規 定 に より行うこと。

イ 厚 さ 兀 ? IJ メ 1 ル 0) ラ ワ ン 合板 を 用 V) た 壁 体 模型二 個 及 び 別 义 三 に 示 す Ć 模型二 個 . を 別

义 三に 示 す 位 置 に 置 くこと。

口 放 出 \Box を 别 义 \equiv に 示 す 位 置 に 取 り 付 け ること。

ノヽ 各 C 模 型全 体 に そ れ ぞ れ 工 タ 1] ル 五. + ミリリ ツ 1 ル を 散 布 点 火すること。

= 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 放 射 が 終 了 L 7 か 5 分 後 に 残 炎 が 認 8 5 れ ず、 か つ、 放 射 が 終 了し ってか

分 を 経 過す る ま で \mathcal{O} 間 に 再 燃 L な 1 場 合 に、 ک \mathcal{O} 試 験 に 適 合す る ŧ \mathcal{O} と 判 定すること。

- 第二消火試 験 は、 イか らハ までに定めるところにより、 その 判定は ニの規定により行うこと。
- 1 別 义 匹 に 示 す D 模型 を 別 义 五. に 示 す 位 置 に置くこと。
- 口 放 出 \Box を 别 义 五. に 示 す 位 置 に 取 り 付 け ること。
- D 模 型 \mathcal{O} 燃 焼 な ベ に 五. IJ ツ 1 ル \mathcal{O} 1 ル 7 ル ヘプタンを入れて点火 し、 五分間

予

燃

l

た後に 試 験 を 開 始 すること。

- = 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 放 射 が 終 了して か ら 一 分 後 に残炎 が 認 \emptyset 5 れず、 か つ、 放射が 終 了して カン ら 一
- 火 分 を 災 拡 経 大 過 抑 す る 制 試 ま 験 で \mathcal{O} は、 間 に 1 再 カュ 5 燃 ホ L ま な で 1 に 場 定め 合 に、 るところに ک \mathcal{O} 試 験 ょ に り、 適 合す そ る \mathcal{O} 判 Ł 定 \mathcal{O} と は 判 ^ (T) 定 す 規 定 ること。 に ょ り 行
- 六に示す試験室 一で試

験

を行うこと。

1

別

义

 $(\overline{\underline{}})$

口 別 义 七 に 示 す Е 模型 及 び 別 図 八 に 示す家 具模型二 個を用い、 厚さ六ミリメ] } ル 0) 不 燃材

料 \mathcal{O} 上 に 置 くこと。

- ノヽ 種 試 \mathcal{O} t 験 室 \mathcal{O} に \mathcal{O} 限 天 る。 井 部 に、 を 別 感 図 知 六 部 に示 及 び す位 ス プリンクラー 置 12 取 り付 け ること。 ッド (標 示 温 度七十二度で感 度種 別 が
- = 区 域 試 を 験 有 室 効 \mathcal{O} に 天 井 包含するように、 部 に、 放 出 口 を、 か つ、 当 該 当 放 該 出 区 П 域 に 係 内 に る 均 防 等 護 に 区 |域 配 置 が さ 別 れ 义 る 六 よう に 示 ĺζ す 取 試 り 験 付 用 け 同 ること。 時 放 射

う

ホ 燃 焼 \blacksquare 12 \bigcirc 五. IJ ツ \vdash ル \mathcal{O} 水 及び ・ 二 五 リ ット ル 0 1 ル 7 ル プ タン · を入 れ点火す ると

ともに、家具模型に点火すること。

次 \mathcal{O} (1)か 5 (4)を 満 足 す る 場合に、 ک \mathcal{O} 試 験 に 適 合 す る ŧ 0 لح 判 定す ること。

(1)別 义 六 に 示 す 熱 電 対 a 及 び 熱電 対 b 12 お 1 7 測 定さ れ た 温 度 が 点火 して か ら三十分を

経 過 す る ま で \mathcal{O} 間、 1 ず れ も三百 + 五 度を超 えなな いこと。

(2)別 図 六 に 示 す 熱 電 対 С に お 7 て 測 定 さ れ た 温 度 が、 点火 L て か ら三十分を経 過 するまで

 \mathcal{O} 間 九 十三 度 を 超 え ず、 か 分 間 以 上 継 続 し 7 五. + 兀 度 を 超 えなな いこと。

の間、二百六十度を超えないこと。

(3)

別

図

六

に

示

す

熱

電

対

d

に

お

1

て

測

定

さ

れ

た

温

度

が

点

火

L

て

か

ら三十分を経過

す

る

ま

で

(4)点 火し てから三十 -分を経 過 するま で 0 間、 試 験室 に設置されたスプリン クラー ツ ド が

作動しないこと。

第十八 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パ ツ ケ] ジ 型自 動 消 火 設 備 に 使 用 す る 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 種 類 及 び 貯 蔵 量 は、 次 \mathcal{O} 各 号 に · 定 め るところに

よる。

消 火 薬 剤 \mathcal{O} 種 類 は、 次 \mathcal{O} (--) 又 は に掲 げる区分に応じ、 それぞれ一又は口に定める。 種 類とする

کے

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 械 泡 Ι 又 型 は 第 第十九第一号に定 + 九 第三 号 に · 定 める め る 強 第 化 種 液、 浸 第 潤 剤 十九第二号に定 等 入 り 水 第二 \Diamond る 種 第 浸 潤 __ 種 剤 等 機 入 械 り 泡 若し 水 若 < L < は 第二 は 第 種 三 種 機

浸潤剤等入り水

 \prod 型 第 + 九 第三 号 に 定 \Diamond る 第三 種 浸 潤 剤 等 入 り 水

消 火 薬 剤 \mathcal{O} 貯 蔵 量 は 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 上 欄 に 掲 げ る 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 種 類に応じ、 それ ぞ れ 同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 掲

げ る 区 分 及 \mathcal{U} 防 護 面 積 に . 応 じ た 量 以 上 \mathcal{O} 量とすること。

	三平大メー	十一平夫メ	十四平大メ	十五平大メ	三平大メー
	トル	トル	トル	トル	トルル
強化液	门百二十回	三百七十八	六百十二	九百九十	
第一種機械泡	门百二十回	三百七十八	六百十二	九百九十	
第二種機械泡	百四十一	川恒川十七	三百六十八	五百九十四	
第一種浸潤剤等入り水	门百二十回	三百七十八	六百十二	九百九十	
第二種浸潤剤等入り水	百四十一	二百二十七	三百六十八	五百九十四	

百

十六

三 Ⅰ型における放射時間は、一分以上とすること。

第 + 九 中 消 火 薬 剤 性 能 等 は 次 を 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 性能 等 は、 次 0) 各 号 に 改 め、 同 第 号 カン 5 第 兀

号までを次のように改める。

- 強 化 液 は ア ル 力 IJ 金 属 塩 類を含有する水溶 性 0 消 火 薬剤 で、 次に 適 合する ŧ \mathcal{O} とすること。
- $\left(\longrightarrow \right)$ 発 生 著 L L な 1 毒 1 性 ŧ 又 \mathcal{O} で は あ 腐 食性 ること。 を有 L な 1 ŧ \mathcal{O} で あ 0 て、 カュ つ、 著し 7 毒 性 又 は 腐 食 性 \mathcal{O} あ るガスを
- 結 晶 \mathcal{O} 析 出 溶 液 \mathcal{O} 分 離 浮 遊 物 又 は 沈 殿 物 \mathcal{O} 発 生 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 異 常 を生 じ な 7 ŧ \mathcal{O} で あ ること。
- $(\overline{\underline{}})$ な 1 浸 浸 潤 潤 剤 剤等 等 を を使 混 和 用 し、 すること。 又 は 添 加 す る 場 合 に あ 0 て は 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 性 状 又 は 性 能 に 悪影 響を与え
- (四) 腐 敗 変質 等 \mathcal{O} お そ れ 0) な 1 ŧ \mathcal{O} で あること。
- 田 アルカリ性反応を呈すること。
- 内 凝固点が零下二十度以下であること。
- 出 第四号の試験に適合すること。
- 消 火 第 薬 種 剤 で、 機 械 前 泡 号 (一) 及 び 第 か 5 (四) 種 機 ま で 械 及 泡 は、 び (七) に 化学 定 8 反 る 応 ŧ に ょ \mathcal{O} 5 \mathcal{O} ほ ず 消 か 火 次 効果を に 適 合す 有 す る泡 る Ł を \mathcal{O} とすること。 生 成 す る 水 溶性 \mathcal{O}

- $\left(\right)$ 放 射 さ れ る 泡 は 耐 火 性 を 持 続 することができるも \mathcal{O} で あ ること。
- $(\underline{})$ 水 溶 液 又 は 液 状 若 L < は 粉 末 状 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で あ ること。 \mathcal{O} 場 合 に お 7 て、 液 状 又 は 粉 末 状 0) 消

火

薬

剤

に

あ

0

7

は

水

に

溶

け

B

す

1

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

ること。

- $(\underline{\underline{}})$ 溶 量 が 温 液 度二 消 が 泡 火 薬 + カン 度 5 剤 還 \mathcal{O} \mathcal{O} 消 元 容 す 量 火 る 薬 \mathcal{O} た 剤 五 8 倍 を に 充 以 要 上 填 す で L る た あ り、 時 発 間 泡 が か 用 消 つ、 分 火 器 以 発 を 上 泡 作 で 前 あ 動 \mathcal{O} ること。 Ź 水 溶 せ 液 た 場 \mathcal{O} 合 容 に 量 お \mathcal{O} 1 + 7 五. 放 射 パ さ] れ セ る ン 泡 1 \mathcal{O} \mathcal{O} 容 水
- (四) 凝 固 点 は 使 用 温 度 \mathcal{O} 下 限 値 未 満 で あ る
- 三 す る 第 水 溶 種 性 浸 \mathcal{O} 潤 消 剤 等 火 薬 入 剤 ŋ で、 水 第 第 号 種 $\left(\longrightarrow \right)$ 浸 か 潤 5 剤 (四) 筡 ま 入 で ŋ 及 水 及 び (七) び 第 並 三 \mathcal{U} 種 に 前 浸 号 潤 (匹) 剤 等 \mathcal{O} 規 入 定 ŋ 水 に 適 は 合 す 浸 る 潤 t 剤 等 \mathcal{O} とす を 含 有
- 兀 ょ り 消 行 火 薬 う 剤 0) 性 能 12 関 す る 試 験 は $\left(\longrightarrow \right)$ か 5 (七) ま で に 定 8 るところに ょ り、 そ \mathcal{O} 判 定 は (八) \mathcal{O} 規 定 に
- $\left(\longrightarrow \right)$ 火 \mathcal{O} 第 薬 消 剤 几 火 薬 欄 \mathcal{O} 剤 に 種 掲 類 \mathcal{O} げ 12 量 る 応 ľ 時 試 間 験 とすること。 そ 用 れ 消 ぞ 火 れ 器 同 \mathcal{O} 表 容 \mathcal{O} 量 第 及 び 消 欄 火 に 掲 薬 げ 剤 る \mathcal{O} 量 放 射 時 同 間 表 は \mathcal{O} 第 \equiv 次 欄 \mathcal{O} 表 に 撂 \mathcal{O} げ 第 る 容 欄 量 に 掲 及 び げ る 同 表 消

消 火 薬 剤 \mathcal{O} 種 類 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 量 試 験 用 消 火 器

容量|消火薬剤の放射時間

 \mathcal{O}

	(リットル)	(リットル)	(秒)
強化液	五・〇	六・〇〜七・五	四十
第一種機械泡	〇・円	六・〇〜七・五	四十
第二種機械泡	[1] • ()	三・六〜四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇〜七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	11.0	三・六〜四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	 •	二 · 四 ~三 · ○	三 十

- □ 別図九に示すF模型を用いること。
- $(\overline{\underline{}})$ 試 験 用 消 火器 は、 試 験 を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。
- (匹) 燃 焼 な ベ に、三・〇リッ 1 ル 0 ノル 7 ル ヘプ タンを入れ点火すること。
- (五) 点 火 L てから三分後に、 試 験 用 消 火器から消火薬剤 を放射 消火を開始すること。
- 内 無風の状態において行うこと。
- 出 温度二十度の状態において行うこと。
- (\mathcal{N}) ま で 消 \mathcal{O} 火 間 薬 剤 に 再 \mathcal{O} 放 燃 射 L な が 7 終了した時 場合に、 こ の に炎が 試 験 認 に められず、 適合するものと判定すること。 か つ、 放射が終了してから二分を経過する

第 + 九第 五. 号中 し なけ ればならない」を「すること」に改 め、 同第六号中 $(\overline{\ })$ から川まで」 を

次」に、 「しなければならない」を「すること」に改める。

第二十中第十一号を第十三号とし、 第五号から第十号までを二号ずつ繰り下 げ、 第四号を第五 一号と

同 号 (T) 次 (C 次 \mathcal{O} 号を加える。

六 主 電 源 に 電 池 を 用 1 る ŧ \mathcal{O} に あ 2 7 は 当 該 電 池 \mathcal{O} 種 類 及 び 電

第二十第三号 を同 第 四号とし、 同 第二号中 種 別 を 種 類」 に 改 め、 圧 同号を同第三号とし、

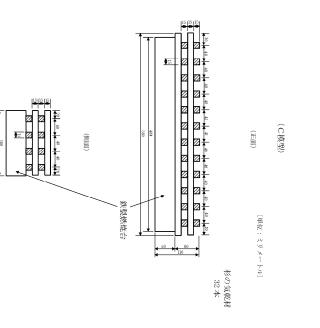
同 第

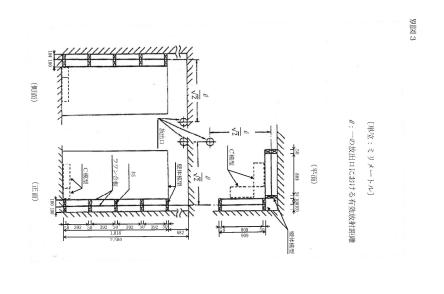
号の次に次の 号を加える。

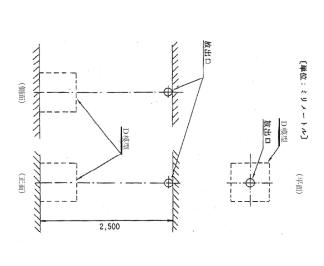
I 型 又 は \prod 型 \mathcal{O} 別

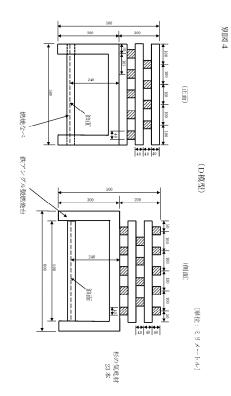
別 図 二を 次 \mathcal{O} ように 改 8 る。

別図 2







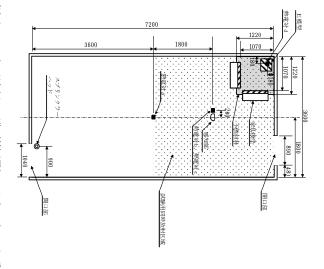


別図 5

別図6

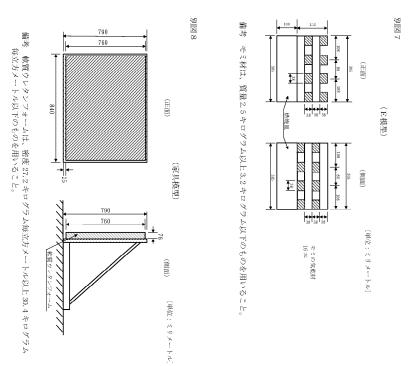
(軍工)

[単位:ミリメートル]



備考 天井の高さは2.5メートル以上とし、天井の材料は厚さ5.0ミリメートルのけい酸カルシウム板とすること。 撃の材料は、厚き5.5ミリメートルのラワン合板(合板の日本農林規格(平成15年農林未産省告示第233号)で規定する普通合板のものをいう。)とすること。 撃に2億所の関コ部を設けて、当該開口部の高さは2.2メートルとすること。 野機型は、近接する壁から5.0ミリメートル離して置くこと。 終電対 a 及び熱電対 b は、天井の屋内に面する部分から下方に76.0ミリメートルの位置とすること。 熱電対 5 は、床面から上方に1.6メートルの位置とすること。 熱電対 1 は、天井裏に面する部分から上方に6.0ミリメートルの位置とすること。 熱電対 1 は、天井裏に面する部分から上方に6.0ミリメートルの位置とすること。 熱電対 1 は、天井裏に面する部分から上方に6.0ミリメートルの位置とすること。 熱電利 1 は、天井裏に面する部分から上方に6.0ミリメートルの位置とすること。

- 21 -



ングル製燃焼台 、燃焼なべ 900 333

別図9

施 行 附 期 日 則

1

 \mathcal{O} 告 示 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

2

経

過

措

置

な ツ ケ ジ 1 日 型] ま 0) Ł 告 で ジ \mathcal{O} 自 型 に に 示 動 自 係 消 パ \mathcal{O} る 施 ツ 動 火 技 設 ケ 消 行 術 備 火 \mathcal{O} ジ 設 際 上 \mathcal{O} う 型 備 現 \mathcal{O} 基 ち、 自 に \mathcal{O} 準 設 パ 動 に 改 消 置 ツ に <u>つ</u> 正 火 ケ 1 設 係] 後 7 ジ 備 る \mathcal{O} は 亚 工 型 \mathcal{O} 設 事 成 自 + 置 中 動 \mathcal{O} 六 に 消 \mathcal{O} 規 係 防 年 火 定 消 設 る 火 に 備 防 工 対 か 庁 事 象 が か 告 設 を 物 わ 開 置 又 示 さ 5 第 始 は ず、 十三 す 施 れ る 7 行 号 な 防 \mathcal{O} 11 お 第二 日 る 火 従 対 か 防 前 + 象 5 火 \mathcal{O} 第 物 平 対 例 成 象 12 号 に お 物 ょ + 若 \mathcal{O} け る。 規 る 九 定 当 年 < $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 該 は に 月三 適 パ 現 合 ツ に + ケ パ

ッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の一部を改正する件 平成十六年消防庁告示第十三号(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパ 新旧対照表

0 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準) 平成十六年消防庁告示第十三号(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づく (傍線部分は改正部分)

う。 た旨の信号(B下「火災信号」という。)を発信するものをい	(すい) また、「くいます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に	能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。	二 Ⅱ型 第六、第十五及び第十六においてⅡ型として定める性	能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。		当該各号に定めるところによる。	この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	第二 用語の意義	る技術上の基準を定めるものとする。	この告示は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関す	第一 趣旨	改正後
う。 ち旨の信号(以下「火災信号」という。)を発信するものをい	(すい) 「	一 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に		(新設)		(新設)	当該各号に定めるところによる。	この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	第二 用語の意義	る技術上の基準を定めるものとする。	この告示は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関す	第一 趣旨	現

兀 下 術 上 感 感 0) 知 規 知 器 沿器等規: 格 型 を 感 定 知 格 8 部 省 る -令 _ 省 火 災 令 لح 報 昭 1 知 う。 和 設 五. 備 + \mathcal{O} 第二 六 感 年 知 条 自 器 第 治省令第十 及び 号に規 発信 機 定 七 に する 号。 係 る 感 以 技

五. N · う。 そ 0 他 0 感 知 部 感 知 器 型型 感 知 部 以 外 0) 方 法による感 知 部 を

知

器

 \mathcal{O}

感

知

部

を

1

う。

六 る ŧ 放 出 \mathcal{O} を \Box 11 う。 火災 0 消 火 等 0) た 8 に 消 火 薬 不剤を有 効 に 放 射 さ せ

七 管 を 放 出 1 . う。 導 管 消 火 薬 剤 を 消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器等 か ら 放 出 \Box 導

八 に 用 浸 潤 1 る浸 剤等 潤 剤 消 火 薬 不 凍 剤 剤 \mathcal{O} 等 性 を 能 1 を う。 高 め 又 は 性 能 を改 良 す る た \otimes

九 蔵 は す 消 ,る容器 消 火 薬剤貯蔵 火 八薬剤と. 及 びこ 加 容 器 れ 圧 用 に 等 附 ガ ス) 属 消 す 火 を 貯 薬 る 部 剤 品 蔵 (蓄 を す る容器 1 圧 . う。 式 0) 貯 京蔵 容器 加 圧 用 ガ に ス あ 0 を 貯 て

十 う。 声 る 旨 受信装置 **(以** 0) 信 下 号 音 以 · 等 _ 火災 下 لح 信 起 1 号 · う。 を受 動 信 信 号 で Ļ と 知 火災を 71 5 う。 せ、 作 感知した旨 を 動 発信 装置等 する装置 を起動 を音 又 さ を は せ 音

十 一 る 旨 装 0 置を 信 中 継 号 装 1 **(**以 、 う。 置 下 火 災信 作 動 信 号、 뭉 起 とい 動 信 · う。 뭉 又 は を受信 作 動装置等 及び が 作 発 動 信 L す た

> _ 術 知 下 器 感 上 感 知 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 感 知 器 器等 知 格 型 部 を 感 規格 定 を 知 11 8 部 う。 省令」 る省 火災 令 لح 報 昭 11 知 う。 設 和 五. 備 + \mathcal{O} 第二 六 感 年 知 条 自 器 第 治 及 び 省 号に 令第十 発信 規定する 機に 七 号。 係 る 以 技

三 1 . う。 そ 0) 他 0 感 知 部 感 知 器 型 感 知 部 以 外 0 方 法 に .よる感 知 部 を

るも 放 0) 出 を \Box 11 う。 火 災 0 消 火等 \mathcal{O} た 8 に、 消 火 薬 剤 を 有 効 に 放 射 さ せ

兀

五. 放 出 導 管 消 火 薬 剤 を 消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器 等 か 5 放 出 \Box 導

管

を

1

. う。

六 浸潤 剤 等 消 火 薬 剤 \mathcal{O} 性 能 を 高 \emptyset 又 は 性 能 を 改 良するた

七 は、 に 蔵 す 消 用 る 消 1 火 容 薬 火 る 器 薬 浸 剤 (剤と加 及びこ 貯 潤 蔵 剤 容 れ 圧 器 不 に 用 等 凍 附 ガ 剤 属 ス) 等 消 す を 火 る部 を貯 薬 剤 う。 品 蔵 (蓄 を す る 1 圧 う。 容 式 器 0) 貯 加 蔵 容器 圧 用 に ガ ス あ を 0 7 貯

八 う。 声 る 受信 旨 以 0) 信 装 下 置 号 「音等」 (以 下 火災信号を受信 とい 一起 . う。 動 信 号」 で し、 と 知 火災 1 5 う。 せ、 を 作 感 知 を 動 装 発 L た旨 信 置 する装置 等を起動させ を音又 を は 音

八 る装置 た旨 の 二 \mathcal{O} 中 を 信 号 1 継 う。 装 以 置 下 火災信 作 動 信 号、 号 起 とい 動 信 う。 号 又 は を受信し 作 動 装 忍置等が 及び発信 作 動 す

作 動 装 置 起 動 信 号 に ょ り、 弁 等 を 開 け、 消 火 剤 貯 蔵 容

等 カゝ 5 消 火薬 剤 を 送 ŋ 出 す É 8 \mathcal{O} 装置 をいう。

十三 た火災を有効 警戒区 域 に感 知 ツ ケー す ることが ジ 型自 できる 動 消 火設 区 開の 域 をい 感知部 、 う。 が、 発 生

十四四 警 戒 面 積 警 戒 区 域 0) 面 積 を 1 う。

十 五 防 護区 域 パ ツ ケ] ジ 型自 動 消 火 設 備 \mathcal{O} 放 出 П か 5 放

れ る消火薬剤 ょ ŋ 火災 0 消 火が で きる 区 .域 を 1

十六 防 護 面 積 防 護 区 域 \mathcal{O} 面 積 を いう。

は 係る全ての 選 択 弁等 に接 放 続 出 \Box す カコ る 5 消 \mathcal{O} 火及 放 出 び 導 管に 延 焼 防 接 は続され! 止 \mathcal{O} た め る、 に 同 時 定 に 0) 区 消 火 域 又

薬 剤 だ放射 防 護 す べ き 区 一域を 1 う。

同 時 放 射 区 域 火災 が 発 生 した場合に お 11 て、 作 動 装 置

第三 ツ 1 ジ 型 自 動 消 火 設 備 を 設 置 す ることが できる防 火 対 象

物

該 各号に定め ツ ケ 1 型 る 自 防 動 火 消 対 火 象物又は 設 備 は そ 次 0 0 部 各 分に設置することができ 号 掲 げ る区 . 分に 応じ、

るものとする。

九 築 カゝ 作 5 動 消 装 火 置 薬剤を送り 起 動 信 号に 出 ょ す た り、 8 弁等 0 装置 を を 開 け、 1 · う。 消 火薬剤貯 蔵 容

十 警 戒 区 域 パッケー ジ 型 自 動 消 火設 備 0) 感 知 部 が、 発 生し

火災 へを 有 効に 感 知することが できる 区 域 を 1 . う。

十 一 警 戒 面 積 警 戒区 域 \mathcal{O} 面 積 を 1 う。

十 二 れる消 防 火薬剤 護区 域 によ パ ŋ ツ 火災 ケ \mathcal{O} ジ 消 型 自 火 /がで 動 消 きる 火 設 区 備 域 \mathcal{O} をい 放 出 \Box か 5 放 射

防 護 面 積 防 護区 域 \mathcal{O} 面 積を 1 う。

十四四 火薬剤 係る全て は 選 択 同 弁に を 時 放 0) 放 放出 射 接続する 射 Ļ 区 П 域 防 か 火災が 護 5 す 消 0 べ 火 放 き 区 及 出 発 生した場合 び 導 一域を 管 延 焼拡 に い 接 う。 大 続 防 さ に れ 止 お る、 11 \mathcal{O} て、 た 8 定 作 に 同 0 動 区 時 装 域 置 に 消 に 又

第三 ツ ケ 1 ジ 型自 動 消 火 設 備 を 設 置 す るこ لح が きる防 対

物

は、 同 < 項 第 い 第 は(穴) 十二号 う。 表国項若し 消 ツ 二号 項 防 ケ ま 第 法] に 口 十二条第 施 掲 に で ジ に 行 掲げる部分を除く。 型 げ 掲 、は対項に掲げ る 令 自 防 げ 動 昭 る防 火対 消 和三十 項 火 象 火 第 設 物 対 備 る防火対象物 象 六 又 号 を 設置 は 物 年 同 又 政令第 第 人はそ 0) することが うち 号 0 第 四 + 0 に 部 掲 用 令 Ł 分 号。 途に供される部 げ 別 号及び第九号 で 令 きる防 表 る 第十二 第 防 以 下 火対 (Ti) 火 令」 一条第一 項 対 物 若 か 象 物 分

 \mathcal{O} 用 げ 九号から第十二号まで 令」とい 十二条第二 る防 第一 途に供される部分で Ι 型 火対象物 (Ti) 、 う。 項若しく 消防 一項第二号 法 第十二条第 施 0) 同 行 は 表(五) (六) 口 令 に に 項に掲げる防火対象物又は同表は項に 延べ 規定する部分を除く。 掲げる防火対象物又はその部 昭 項 和三十 若しく 面積が一万平方メートル以下の 項 第 は伏 六年 - 号、 項に掲 政 第三号 令第三十七号。 げる防火対象物 のうち、 第四号 分 及び 以 下 令 令 掲 第 別 第

もの(易燃性の可

燃物が存し消火が困難と認められるものを除

又はその

部 分で

延べ

面

積が二

百

七

+

五.

平 - 方メ

 \vdash ル

未満

 \mathcal{O} 象

 \prod

型

令第十二条第

項

第

号及び第九号に掲げる防

火対

ージ型 火設備 六年消 して、 三項に掲げる部分については、 $\overline{+}$ 入 0) つ 防 を設 て、 消 六 ŋ た 居 火設 年自治省令第六号。 庁告示第十二号) す め 住 んる場 置する防火対象物 に 延べ 能統統的 備 執 面 所に設置すること。 務 の設置及び 積 作業、 に使用される室、 が 万 に従い設置することができる 維 集会、 平方メート 持に 0 以 部分のうち 下 関する技術上 ッケージ型消火設備を「パッケ 娯 「規則」 楽及び ただし 廊下 ル 以 と そ 並 下 いう。 消 び 0) 0) もの 防 に通路等の 他これらに類する 0) ッケージ型自 基準」 法施行規則 0) うち、 第十三条第 (平成十 人が常 主と 動 ~昭 消

和三

時

出

目

的

であ

第 四 設 置 及 び 維 持 に 関 す る 技 術

上

 \mathcal{O}

基

潍

ツ ケ ジ 型自 動 消 火 設 備は、 次 0) 各号に定めるところに ょ ŋ

設置 及び維 持 す る ものとする

じ。 置 しようとする防 同 時 (ふすま、 等で区画され 放射区域 障子その は 火対 て 原 象物又はその 則としてパッ **,** \ 他これらに類するものを除 る居室、 倉 部分のうち、 ケージ型自 庫 等 0) 部分ごとに設定す 動消 壁、 < < 火設備 床、 以 下同 天 を る 井 設

方 上 **ジ**ー 壁、 · 分割 床、 トル して、 を超えている場合におい 天井、 設 戸等で区画されている居室等の面 定 することができること ては、 同 時 放射 区域を二以 積が十三平

三 ては、 0 上 パ パ で あるもの ツ ツ 当 ケ ケ 該 Ì 設 ジ ジ 型 を設 備 型 自 0 自 置 防 動 動 すること。 護 消 消 火設 面 火 設 積 備 備 0) は、 を 合 組 計 当 み 合せて が 該 各同 設 備 時 使用する場合に 0) 放射 防 護面 区 域 積 0) 二以 面 積 あ 上 以 0

当

該

備

0

防

護

面積

0

合

計

が

同

時

放

射

区

域

 \mathcal{O}

面

積以上であ

Ł

 \mathcal{O}

を 設

設置すること。

兀 た火災を有効に パ ツ ケ 1 ジ 型自 感 動 知 Ļ 消 火 設 か 備 つ、 は、 消 火できるように設置するこ 同 時 放 射 区 域 にお 1 て発生

五. 連 動させること。 す 同 る場合にあ 時 放 射区域 を一 0 7 以 は 上 同 \mathcal{O} パッ 時 に ケー 放 射 -ジ 型 できるように作動装置等 自 動 消 火設備 に より を 防

第 四 設 置 及 び 維 持 に 関 する 技 術 上 \mathcal{O} 基

パ ツ ケ] ジ 型自動 消 火 設 備 は、 次 0 各号に定めるところによ ŋ

設 置 し、 及び 維持するものとする

同

放

型

自

動

消

火

備

を

その 置 7 いる居 しようとする防 他これらに類するものを除く。 時 室、 ※射区 域 倉庫等の は、 火対 原 7象物の 部 則としてパッケージ 分ごとに設定すること。 壁、 床、 以下同じ。 天井、 戸 (ふすま、 等で区画 設 障 子 さ 設 れ

三 上に 方 れ ĺ パ メー 壁、 \mathcal{O} ツ 分割 ジ 同 ケ 床、 型 時 トルを超えている場合におい 自 L 放 ※射区 て、 天井、 動 ジ 型自 消 火設 設定することができること。 域 戸等で区画されている居 動 \mathcal{O} 備 消 面 を 火設備は、 積 組み は 十三平 合せて使 その防 方 ては、 メ 用 1 護 す 1 ル以 る場合にあっては 面 同 室 この 等の 積 時 上とすること。 放射区域を二以 (二以上のパ 場合、 面積が十三平 それぞ

兀 た火災を パ ツ ケ 有 効に感 ジ 型自動消 知 Ļ 火設 か 所備は、 つ、 消 同 火できるように 時 放 射 区 域 Ê お 設けること。 いて発生し

Ŧī. 連 護 動 す 同 る場場 させること。 時 放 合にあっ 射 区 域 を一 7 以 は 上 同 \mathcal{O} パ 時 ツ に ケー 放 射できるように ジ 型 自 動 消 火 /設備 作動装置等 に ょ ŋ

を 防

六 同 薬 時 剤 Ι 放射区域において共用することができること。 貯蔵容器等、 型にあって は 受信装置、 次に定めるところにより、 中継装置、 作動装置等を二以 消火薬剤、 上 消 0) 火

、次の場合にあっては、この限りでないこと。─ 隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし

 $\left(\longrightarrow \right)$

1 され、 火戸 規 年 れらと同等以上 定する技術 ·政令第三百三十八号) 隣接する同 号) が設けら カコ 第一 つ、 一条第九号の二ロ れている場合 開 的 時 放射 の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区 基準に適合する壁若しくは間仕切壁又はこ П 部に 区 域が建築基準法施行令 建築基準 第百七条若しくは第百七条の二に に規定する防火設備である防 法 (昭和二十五年法律第二 (昭 和二十五 画

口 置する場合 訓 入所者 練室その が 他 就 寝に使 これらに類するもので 延 焼のおそれが少ないと認められる場所に設 用する居室以外 で 可 あって 燃物の集積量 講堂 が 機 少 能

対 の二に規定する床 た同時放射区域以外の 象物又はその イ又はロ に掲げ 部 る場 分に設置する場合であって、 面 積の合計が千平方メートル 合の 同時放射区域に対応する防護区域 ほ か 令第十二条第 火災が 未満 項 の防火 (第三号 発生

> 六 おいて共用する場合にあっては、 受信装置、 パッケー ジ 中継装置、 型自動消火設 作 備の 動装置等を二以 消火薬剤、 次によること。 上 消火薬剤貯蔵容器 0) 同 時放射区域に

るものであること。 場 する同 合に ッケー あっては 時 放射区域間 ジ 型自 隣接する同時放射区域 動 0 消 設 火設備を共用 備を共用しないこと。 する場合に 間 の設備を共用でき お ただし、 て、 次 隣接 \mathcal{O}

ア

らと同 年政令第三百三十八号) 防 画 < 火戸 百一 [され、 隣接する同時放射 は 同 号) .等以上の防火性能を有する壁若しくは間仕切壁で区 .施行令第百七条の二に規定する準耐火性能又はこれ が設けら カコ 第二 つ、 一条第九号の二ロ れている場合 開 口 区域 部 に 第百七条に規定する耐火性能若 が建築基準法施 建築基準 に規定する防火設備である 法 (昭 行令 和二十五年法 (昭 和二十五 律第

1 なく 訓 練室その他これらに 入所者が かつ 就寝に使用する居室以 延焼拡大のおそれが少な 類するもの で 外 で い 可 あ 燃物の と認められる場合 って 講堂 集積量が 機 能 少

る場合に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置す

、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放射でき域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ口、共用する二以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区

ッケージ型自動消火設備を用いること。においても三十秒以内に消火薬剤を放射することができるパロー作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内

るパ

ツ

ケー

ジ型自

動

消火設備を用いること。

七 第三項各号に掲げる部 和三十六年自治省 ッケー ジ 型自 令第六号。 動 消 分以 火 、設備 外の部 以 下 の放 出 分に設けること。 規 \Box 則 は という。 消防法施 行 規 則 。 昭

(新設

八 みを用 材料で 部分を除く。 法施行令第百 出 よる火熱が加えら 第十七第二 П に 0) 室内 あって 壁及び いて消火性能を判定したパッケージ型自動消火設備 12 一号回の火災拡大抑制 天井 は 八条の二各号に掲げる要件を 面 0) す 仕上げ る 壁 0 れた場合に、 及び天井 室 部 内に面する部分の 分 を当該材料と同等以上の性能を有する 口 ŋ (天井 縁 加 熱開 試験 0 窓 台そ ない場合にあっては 始 に 後 仕上げをした試 お 0 満たす性能 V 他これ . て、 定 0 時 通常 らに類 間 を有 建 の火災に 築基 験 する 0) 室 る 屋 放 \mathcal{O} 準

料でした部分に

0

み設けることができること。

 $(\underline{})$ 効に感知することができ、 区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有 域 に有効に消火薬剤を放出 パッケージ 型自 動 消 火設 以備は、 できるも かつ、 火災が発生した同時放 共用する二以上の同時 のであること。 射区 放 射

するいず 剤を放射することができるものであること。 パッケージ型自動 れ の 同 時 放 消 射 区 火設備の作動装置が作動してから共 域 方に お いても三十 ・秒以内に消 火薬 用

(新設)

 (Ξ)

第五 設置及び維持に関する基準の細

目

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目

は、次の各号に定めるところによる。

- 出 ロ ロ に 感 天井、 知 部及び 係る防護 壁等に 放 X 出 確実に取り 域 \Box は、 が 0 当 □該感知 同時放射区域を有効に包含するよう 付けること。 部 に係る警 1戒区域及び当該 放
- 二 感知部は、はり等により感知障害が生じないように、かつ、

火災を有効に感

知

するように設けること。

火災を有効に消火することができるように設けること。 三 放出口は、はり等により放射障害が生じないように、かつ、

兀 口に定める高さとすること。 に 高さは 床 面 「する部 面 から放出 分又 (一) 又は は П の取 上 階 付け 0) に掲げ 床 若しくは屋 面 放 る区分に応じ 出 П 根 を取り付ける天井 0 下 面をいう。 それぞれ一又は の室内 まで

兀

 $\left(\longrightarrow \right)$ に あ 示すA模型を使 Ι 型 0 兀 は、 メ 当 兀 \vdash 該 メ ル 高さ) 用] を超える高さ L 1 感知部と連動させた状態で行った結 ル 以 下 (第十七第 で消 火性 号 能 0 消火試験を別図 が 確認 できた場 合 果

(___) 結 果、 Π 型 五. メー Ŧī. メ ルを超える高さで消火性能が確認できた ル 第十 Ł 第 号 0 消 火試 験を行 た

五 設置及び維持に関する基準の細目

第

パ

ッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目

は、次の各号に定めるところによる。

- ŋ ている防 付けること。 感 知 部 及び |護区域を有効に包含するように||天井、 放 出 П は、 ッケージ 型自 動 消 火設 壁等に確実に 備に表示さ 取 れ
- 火災を有効に感知するように設けること。感知部は、はり等により感知障害が生じないように、かつ、
- 火災を有効に消火することができるように設けること。三 放出口は、はり等により放射障害が生じないように、かつ、

合にあって 消 0 に 高 態 火 面 床 試 当する部 でニ・ さは、 面 から 験 を 分又は 兀 放 は 出 别 当 兀 図 П 一該高さまで設置することができること。 の取 \vdash メ 上 ル に] 階 示 0) 付 を 1 超える高さで消 す ル 床 け 以 若 A模型を使用し 面 下とすること。 しくは屋根 (放出 П を 取 火 0) 性 感知部と連動させ 下 ŋ ・面をい 付ける天井 能 ただし、 が 確認できた場 、 う。 第十七 の室 まで 内

場合にあっては、当該高さ)以下

五 配線は、その用途に応じ、次に掲げる規定の例により設ける

- □ 非常電源に係る配線 規則第十二条第一項第四号ホ
- □ 操作回路等に係る配線 規則第十二条第一項第五号
- 三 上記以外の配線 規則第二十四条第一号

六 設 けること。 放 出 I 導 管 は 規 則 第二 + 条第四 項第 七 号の 規定 0 例 に ょ

七 実 消 設 火 置すること。 薬 剤 貯 蔵 容 器 等 は 地 震 動 等 に より 転 倒 な ように 確

八 等 継 0 装置を設ける場合に限る。 受信装置、 災害による被害を受けるおそれ ただし 作 Π 型に 動装置、 V てこれら 消 火薬剤 は、 を難 貯 点検に が 蔵容器等及び中 ク少ない 燃 性 0) 便利で、 箱 箇所に設置するこ に収 -継装置 納する場 か つ、 火 中 災 合

九 る部 パ 分は、 ツ ケージ 次に定めるところによること。 型自 動 消 火 設 備 のうち 充 垣し た 消 火薬剤に接 触 す

に

あ

0

て

は

点

検に便

利な箇所に設置

す

れば足りること。

کے

0 充填、 塩 化ナ た消 1 IJ 火薬 ウ Δ 剤に 水 溶 一液中に 接 触する部分について、 + 几 日 間 浸 す 腐食試験 三パ を行 セ ン つ た 1

五 配線は、その用途に応じ、次に掲げる規定の例により設け

る

٤

- □ 非常電源に係る配線 規則第十二条第一項第四号は
- 操作回路等に係る配線 規則第十二条第一項第五号
- 上記以外の配線 規則第二十四条第一号

放 出 導 管 は、 規 則 第二 + 条第四 項第 七 号 0 規 定 0 例 に ょ

設けること。

な

お

金

属

材料以

外

 \mathcal{O}

材

料

で

造ら

れ

た

放

出

導

管

用

る場

合

六

(<u>=</u>) (<u>-</u>)

な に 1 あ よう措置を講ずること。 0 7 は 災によ 0 て生ず る熱に ょ ŋ 変 形 損 傷 が

七 実に設置すること。 消 火薬剤貯蔵容器等 は、 地 震 動 等 に ょ ŋ 転 倒 な ように 確

八 継装置 等 の 受信 災害による被害を受けるおそれが少ない を設ける場合に限 装 置、 作動装置、 る。 消 火 八薬剤貯 は、 蔵容器 点 検に 便 等 及び 利 箇所に設置するこ で、 中 - 継装置 か つ、 火災 中

九 る部 パ 分は、 ツ ケ 次に定めるところによること。 ジ 型自 動 消 火 設 備の うち 充 填 L た 消 火 薬剤 に 接 触 す

 $\left(\longrightarrow \right)$ \mathcal{O} 塩 充 填 化 ĺ ナ た消火薬剤に接 IJ ゥ ム水 溶 液 中に 無す る部分について、 + 兀 日 間 浸 す 腐 食試験を行 三パ] セント った

常を生じないものでなけ 場 耐 の合及び 食性材料で造 掲げる腐 次 0) 食試験を行った場合において、さびその他 表 ったパッ 0 上 欄に ケージ型自 ればならない。 掲げる区分に応じ、それぞれ当 動 消 ただし、 火設備にあ 当該部 つては、 分を \mathcal{O} 該 異 下

腐 食試験を行わないことができる。

区分	腐食試験
充填した消火薬剤がアルカ	三パーセントの水酸化ナト
リ性であるパッケージ型自	リウム水溶液中に十四日間
動消火設備	浸す。
充填した消火薬剤が酸性で	三パーセントの硫酸中に十
あるパッケージ型自動消火	四日間浸す。
設備	

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ ケー 該 \mathcal{O} 表の 下 充 填 欄に掲げる性能を有するものでなければならない。 ジ ·型自動 上 した消 欄 に 掲 火薬 消 げ 火設 剤 る 試 備 に 、験を行 は、 接 触する部分に 当該部分と同じ試験片につい った場合において、 耐食塗装を施したパ それぞれ て 次 ツ

		屈曲性試験			区分
の塗膜にわれ又ははど	十ミリメートルの部分	り曲げた場合において	メートルの棒の回りに	塗面を外にした平らな	性
がれを生じないこと。	分を除いた残りの部分	て、屈曲部の両端から	に一秒間に百八十度折	な試験片を直径十ミリ	能

場 合 腐 耐 常を生じないものでなけ 欄 食性 に 豆 及 び 掲げる腐食試験を行った場合において、さびその他の異 材 料で造 次の 表の 0 たパッ 上 欄に ケ ればならな 掲] げる区 ジ 型自 分に応じ、 V) 動 消 ただし、 火設備にあっては それぞれ当 当該部分を 該下

食試験を行わないことができる。

	すいこう こうじょうこう こうしき こうしょう こうこうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう こうしょう しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょう しょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうしょうし	4
	備	設##
日間浸す。	るパッケージ型自動消火 四	あっ
三パーセントの硫酸中に十	填した消火薬剤が酸性で ニ	充
₹°°°	消火設備	動
リウム水溶液中に十四日間	性であるパッケージ型自 11	IJ.
三パーセントの水酸化ナト	填した消火薬剤がアルカ ニ	充
腐食試験	区分	
		1

 $(\underline{})$ ケー 該 \mathcal{O} 表 充 下 垣し 欄に掲げる性能を有するものでなけ 0 ジ 型自動消 上 一欄に た消少薬斉に 掲げ 火設 る 試 備 験 は、 接触する音矢に而 を 当該部分 行 0 た場合に 分と同じ試験片につい ればならない。 おいて、 食塗装を施した それぞれ て次

		屈曲性試験 2			区分
の塗膜にわれ又はは	十ミリメートルの対	り曲げた場合におい	メートルの棒の回り	塗面を外にした平 な	性
はがれを生じないこと。	部分を除いた残りの部分	いて、屈曲部の両端から	りに一秒間に百八十度折	らな試験片を直径十ミリ	能

当するものであり、かつ、取扱い、点検及び整備が	確実に作動	— Z	動するものであり、かつ、取扱い、点検及び整備が	確実に作動	— Z
自動消火設備の性能等	ンケージ	, , , , ;	自動消火設備の性能等	ンケージ	, , , , , ;
>型自動消火設備の性能等	パッケージ	第 六	ジ型自動消火設備の生能等	パッケー	第 六
کِ			と。		
の変化又は著しいつやの変化を生じな			の変化又は著しいつやの変化を生じないこ		
にわれ、はがれ、ふくれ、				<i>(</i>	
験 メートルの部分を除いた残	g 食 食 試		験 メートルの部分を除いた残りの部分の塗膜	第 食 試	
た場合において、試験片の			た場合において、試験片の周辺の幅十ミリ		
一に規定する試験に準ずる			□に規定する試験に準ずる腐食試験を行っ		
適合すること。			適合すること。		
項の日本工業規格をいう。			項の日本工業規格をいう。) B一五〇一に		
二十四年法律第百八十五号)			二十四年法律第百八十五号)第十七条第一		
材質は、JIS(日本工業標準			材質は、JIS(日本工業標準化法(昭和		
生じないこと。この場合にお			生じないこと。この場合において、鋼球の		
験一た場合において、塗膜にわれ	衝撃性試		【験 た場合において、塗膜にわれ又ははがれを	衝撃性試	
から鋼球を下向きにして塗			から鋼球を下向きにして塗面上に落下させ		
付け、塗面から五十センチ			付け、塗面から五十センチメートルの高さ		
端に直径二十五ミリメート			端に直径二十五ミリメートルの鋼球を取り		
台の上に固定し、三百グラ			台の上に固定し、三百グラムのおもりの先		
塗面を上向きにした平らな試			塗面を上向きにした平らな試験片を鋼製の		

容易にでき、 耐 久 性 を有すること。

- ほこり、 湿気等 に よって機能に異常を生じないこと。
- 三 該 接 部 触 各部分は、 温する部: 分に耐食加工を 分をその 良質の 施 消 材 火薬 料で造るとともに、 Ĺ かつ、 剤に侵されない 外気に接触する部分を容易に 材料で造り、 充填した消火薬剤に 又 は 当
- 几 主 要 部 は、 不 燃性 又 は 難燃性 0 材 料で 造ること。

さ

び

ない

材料で造

り、

又 は

当

T該部

分には

防

請加工を施すこと。

五. 電 気 べを使! 用す るも 0 に あ 0 て は、 次によること。

 $\left(\longrightarrow \right)$ 電 是気部品 は、 + 分な電気容量 を 有するものとし、 か つ、 配

線

0)

接続

が

的

確

で

あること。

- (\Box) ること。 無 極 性 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} を 除 き、 誤接続 を防 止 するため 0) 措 置 を 講 ず
- (Ξ) 分 る ため 0 電 接触が十 |線以外の電 0 措 置 を講ずること。 分でない 流 が 通 箇所に 過する部分で、 には、 接 触 すべ 部 0) り又は 接 触不良 可 を防 動 軸 止 \mathcal{O} す 部
- (四) 護 充電部 ですること。 は、 外 部 か 5 容易に 人が 触 れ ない ように、 + 分に 保
- (Ti.) 0 金属 定格電圧が六十ボ 製外箱 に は、 接 ル \vdash 地 を超えるパッ 端子を設けること。 ケージ 型自 動 消 火 設 備
- (六) す 主 電源を監視する装置をパッ 筃 所 に 設 け ること。 ケー ジ型自動消 火設 備 0) 見

六 主 電 源に電 池 を用 いないこと。 ただし、 次に適合するパッケ

> 容易にでき、 耐久性を有すること。

ほこり、 湿気等によ って機能に異常を生じないこと。

 \equiv

さび 該部 接 各部 触 でする ない 分に 分は、 耐食加工を施 部分をその 材 料で造 良質の材料で造るとともに、 り、 消 又 は 火薬 Ļ 当 かつ、 剤に侵されな 該 部分には 外気に 防錆が 接 V 触する部分を容易に 材料で造り、 充填した消火薬剤 加工を施すこと。 又は当

主 一要部 は、 不燃性又は 難 燃性の 材 料 で 造ること。

電 気 を 使 用するも \mathcal{O} に あ 0 て は、 次によること。

Ŧī. 兀

 $\left(\begin{array}{c} \end{array} \right)$ 線 0 電 気部 接 気続が 品品 的 は、 確であること。 分な電気容量を有 するものとし、 カコ つ、 配

 (\Box) ること。 無極 性 0) Ł 0 を除 き、 誤 接続を防 止 す る た め 0) 措

置

を

講

ず

- (Ξ) る 分 ため 0) 電 接 線以外の 触が十分でない 0 措置を講ずること。 電流 が 通 ・箇所に 過 する部分で、 は、 接 触 す 部 べ 0) ŋ 接 触不 又 は 良 可 を防 動 軸 止 \mathcal{O} す 部
- (四) 護 すること。 充電 部 は、 外 部 から 容易に人が 触 れ な V ように、 十分に 保
- (H) 0 金 定格電圧が六十ボ **温製外** 箱 に は、 接 ル 地 \vdash 端 を超えるパッ 子 を設けること。 ケー ジ型自動消 火設
- (新設

す

1

筃

一所に

設けること。

(六)

主

電

源を監視する装置

をパ

ツ

ケー

- ジ型自

動

消火設備

0)

見や

作 ジ 型 動 させることが 自 動 消 火 設 備 で きる Π 型 容量を有 12 限 る。 す る に 電 池 V 用 当 「該設 る場合 備 を 有 効

この 限 りでないこと

 $\left(\longrightarrow \right)$ 電 池 0 交換が 容易にできること。

(___) る ょ ŋ 電 電 自 池 圧 動的 \mathcal{O} 0 電 下 に表示し 限 圧 が 値 なっ ケー 又はその旨 たことを七 ジ型自動 [を七 消 + 火設 + 時 備 間 時 以 を有効 間以上音等に 上 点 滅 に 表示 作 動 等に で き

伝 達することができること。

七 緩 まない 部 品 は、 ように 機 能 取 に異常を生じないように ŋ 付 けること。 的 確に、 か つ、 容易

八 0 時 で あること。 間 0 経 過 に ょ る 変質により、 性 能 に 悪 影響を及ぼ さない

九 人に 危害を与えるおそれがないこと。

+ +度 範 調 囲を超えて適した温度 整部は、 零度以上四 調整 + 度 以 後 変 動 下 \mathcal{O} L (範囲が な 温 度 いように 範 ある 囲 令零 場合にはその範 固定すること。 度以上四十度以 井 下 0) 以 下 温

び 放 が射の 機能 を 有 効 に 発揮することができること。

使

用

温度範!

井

とい

· う。

で使用

L

た場合にお

いて、

消

火及

十二 又はその パ ツ 内側とすること。 ケ ĺ ジ 型 自 動 消 火 設 備 0 防 護 区 域 は、 警戒区域

を同

+

パ

ツ

ケー

ジ

型自

動

消

火

設

備

 \mathcal{O}

防

護

区

域

は、

警

一戒区域

と同

放

項 に 定めるところに 感 知 部 は 感 知 器型 ょ ŋ 感 そ 知 部 0) に 他 \mathcal{O} あ 感 つ て 知 部 は 規則第二十三条第四 に あ ては、 これ に

> 部 品 は、 機 能 に異常を生じない ように 的 確 に、 か つ、 容 易 に

六

0 であ 時 間 ること。 \mathcal{O} 経 過 に ょ る変質に ょ b, 性 能 に 悪 影 響を及ぼさな

七

緩

ま

な

V

ように

取

ŋ

付

けること。

九 八 人に危害を与えるおそれ がないこと。

+零 調 度 整 以 部 は、 上 一一一十 調整後変動 - 度以 下 \mathcal{O} 温 L 度 ないように固定すること。 範 囲 (零度以 上 四十度以下の 温

範囲を超えて 適した温度 範 囲が ある場合には その 範囲 以 下

使 用温 射 0) 機 度 能を有効に 範 囲 という。 発 揮することができること。 で 使用 した場合 に お 1 て、 消 火及び

又 は そ 0 内側とすること。

十 二 項に定めるところによ 感 知 部 は 感知器型 り、 感 知 そ 部に 0) 他 あ 0) 感 0 て 知 は 部 規 に 則 あ 第二十三条第四 0 ては、 これに

準じて設置すること。

十四四 火設 備にあっては、 0) 防護区域に複数の放出口を設けるパッケージ型自 火災を感知したときに、 全ての放出 口 動 カュ 5 消

十 五 及ぼす パ がおそれ ッケージ型自 0 あ る 附 動 属装置を設けてはならないこと。 消火設備には、 その機能に有害な影響

す

みや

、かに消・

火薬剤

を放射する構造とすること。

第七 感 知 部

感 知 が部は、 次の各号に定めるところによる。

感 知器型感 知 部 は、 感知器等規格省令の規定に適合するこ

するものと同等 以 上 \mathcal{O} 性 能を有すること。 <u>_</u>

その

他

0) 感

知

部

に

あ

つ

て

は、 感

知器等規

格省令の規定

に適

合

<u>ځ</u> 。

三 ること。 感知部 は、 検 出 方 式 0) 異なる二以上のセンサーにより構成 す

第八

放出 口及び放出導管

放 出 口 及び放出導管は 次 の各号に定めるところによる。

金属材料で造 ること。 ただし、 火災によって生ずる熱により

変形、 損傷等が生じない措置を講ずる場合は、 この限りでない

ことい。

準じて設置すること。

十三 消火設備にあっては、 つの 防護区域に複数の放出口を設けるパッケージ型自 火災を感知したときに、全ての放 出 \Box

か 動

5 す みや かに消火薬剤を放射する構造とすること。

十四四 及ぼ す パ ッケージ型自動 おそれの あ る附属 消火設備には、 装置を設けては その機能に有害な影響 ならないこと。

第七 感 知 部

感知部 は、 次の各号に定めるところによる。

感 **松知器型** 主感知部 は、 感 知器等規格省令の規定に適合するこ

<u>ځ</u> 。

_ するも その 他 0) 感 知部 に あ 0 7 は、 感知器等規 格 当省令の 規定に 適

三 感知部 のと同等以 は、 検出方式 上の の異なる二以上の 性 能を有すること。 セ ンサー により構成

ること。

第八 放出 口 及び放出導管

-放出 П 及 び 放出導管 は 次に定めるところによる。

 $\left(\longrightarrow \right)$ 可 能 な 限り 金属材料 で造ること。 金属材料以外の材料で造

合

ことだってきること	三の面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。
ことができること。	
できること。	
□ 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることが	
□ 自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。	
	を生じないこと。
	をいう。)を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形
に定めるところによる。	」という。)第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験
消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあっては、	年自治省令第二十七号。第九第一号において「消火器規格省令
二 前号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて	二 耐圧試験(消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九
あること。	
団管継手は、放出導管を確実に接続することができるもので	
四 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。	
回 内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。	
الم الم الم	
行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じない	
う。)第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験)	
九年自治省令第二十七号。以下「消火器規格省令」とい	
□ 耐圧試験(消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十	
等が生じない措置を講じること。	
る場合にあっては、火災によって生ずる熱により変形、損傷	

兀 放 出 П \mathcal{O} 取 付 け 部 と放 出 導管は 確 実に 取り付けること。

五. ること。 管 継 手 は 放 出 導管を確実に接続することができるものであ

六 用ガス) 消火薬剤 <u>,</u> に 限る。 を貯蔵する容器から放出 蓄 圧 0) 式 長さは、 0) 貯 蔵 容器に 十 メー \Box あ までの放出導管 1 7 ル以下とすること。 は 消火薬剤 (Ⅱ型に係 及び 加 圧

七 て消火薬剤を放射し 前各号に定めるところによるほか、 火災を消火する方式のものにあっては、 火源を検知し方向を定め

 $\left(\longrightarrow \right)$ 次に定めるところによる。 自 動 的 に か 確実に火源 0) 位 置を検知できること。

できること。 自 動 的に放 出 П を消火のために 有効な方向に向けることが

 (\equiv) ことができること。 放出口は 消 火薬剤 を消火のため に有効な分布で放射する

第九

消

火薬剤貯蔵容器等

消 1)火薬剤 貯蔵容器等は、 次の各号に定めるところによる。

第三十五条第 第 十四四 条まで、 一項及び第三十六条に規定する規格の例によるこ 第二十四条から第二十九条まで、第三十三条、

消火薬剤の 放出を停止することができる措置を講ずること。

<u>ځ</u> 。

- 16 -

第 九

消火薬剤貯蔵 容器 等

消 火薬剤貯蔵容器等は、 次の各号に定めるところによる。

第 十四条まで、 消火薬剤貯蔵容器等の 第二十四条から第二十九条まで、 規格は、 消火器規格省令第十一条か 第三十三条及

5

消火薬剤貯蔵容器等の

規格は、

消火器規格省令第十一条から

び第三十六条に規定する規格の例によること。

Ι

型にあっては、

消

火薬剤の

放射を停止することができる措

置 を講ずること。

第 十 作 =動装置

作 動 影装置は、 次 の各号に定めるところによる。

作動装置は、 第八第 一号から第三号までの規定に適合するこ

<u>ځ</u> 。

剤 を放射できること。

作動装置は、 起動信 号により自 I 動的 に弁等を開放し、 消 火薬

三 鍵 等を用い 手動で作動することができる装置を設ける場合にあっては、 なけ れば作動できないような措置が講じられている

兀 たとき、 作動信号を発信 その旨 \mathcal{O} するものにあ 作 動 信号を受信装置又は中継装置に自 って は、 当該作動装置が 動的 作動 に

発信すること。

第 十 作 動 装

置

作動装置は、 次の各号に定めるところによる。

作動装置は、 第八第 号□から回までの規定に適合するこ

<u>ځ</u> 。

作動装置は、 起動信 号に より り自動的 に 弁等を開放 消 火薬

剤 を放出できること。

三 手動で作動することができる装置を設ける場合にあっては

鍵等を用い なければ作動できないような措置が講じられている

こと。

兀 たとき、 作動信号を発信するもの その旨の 作 動信号を受信装置又は中 に あっ ては、 当 該作 継装置に自動的 動装置 が 作 動

発信すること。

第十一 受信装置

受信装置は、 次の各号に定めるところによる。

受信装置は、 感知部から送られた火災信号を受信したとき、

自 動 的に音等による警報を発すること。

二 二以上の警戒区域 0 にあっては、 火災 0) か 発生した警戒区域をそれぞれ自動的に表 らの火災信号を受信することのできるも

示できること。

示できること。

第十一 受信装置

受信装置は、 次の各号に定めるところによる。

受信装置は、 感知部から送られた火災信号を受信したとき、

自 動的 に音等による警報を発すること。

二 二以上の警戒区域からの火災信号を受信することのできる 0 にあ っては、 火災の発生し た警戒区域をそれぞれ自動的に表

- 17 -

三 号 に 0 火災信号を受信 を 作 第 か 発信 ら 一 動 知 装置等に 部 号 した後に 以 か \mathcal{O} 警報 上 ら、 0 異 起動信号を発信すること。 異 中 おい なる た場合に なる火災信号を受信したときに限 に お 火災 V て て、 異なる警戒区 信号を受信 は 当 起 該火災信号を発した警戒区 動信号 を 域から二以上の 発信 ただし、 作 動装置等に起 しなくてもよ り、 0 異 警 自 へなる 戒 動 動 域 内 信 区 的

係 効

兀

音等は、

火災が

発

生し

た旨

「 を 関

者

に

有

に

知

らせることが

兀

Ŧī.

復

旧

ス

イッチ又は音等

0)

発

生を停止

するスイッチを設

け

る

0)

に

あ

って

は、

当該

ス

1

ツ

チは専用

0

ŧ

のとすること

できるものであること。

五. 0 復 旧スイッチ又は音等の あっては、 当 該 ス イ ツ チは専 発生を停止 用 0 ものとすること。 するスイッチを設 けるも

六 は、 は 点 定 位置 滅する注意灯 当 □該スイ に自 ッチが 動 的 が に 作 定 復 動すること。 位 旧 置にないときには、 L な 1 ス イッチを設けるものにあっ 音等の発生装置 又 7

七 で 該 た場合に きる措置を講 作 示が火災 動 信号を受信 は、 の発生し 作 ずること。 動 装置等 するもの た 警 が 起動 にあっては、 戒 区 域 した区域等を表示 に係 る表示と識別することが 当 一該作動信号を受信 Ļ カゝ つ、 当

第十一 の 二 中 継 装

信 中 号 継 掘装置は、 Ō 種別 に応じて、 火災信 号、 そ れぞれ 起 動 信号又は れ 6 0) 作 信 動信号を受信したとき 号を自動的 に · 発信 す

三 0) に 作 感 第 動 知 装 号 部 置 \mathcal{O} か 警報 |等に起動信 5 異 中 な に る火災信号を受信 お 号を発信すること。 V) て、 当 該 火災 八信号を したときに 発した警戒区 限 9 自 域 動 的 内

音 等 は、 火災が発生し た旨 [を関係 者 に 有 効 に 知 らせることが

できるものであること。

六 は、 は 点 定 滅する注意灯が作 当 位 該 置に自動的 スイッチ が定位置 に 復 動すること。 旧 L に な ない 1 ス ときには イ ッチを設けるものに 音 等 の発生装置 あ つ 又 7

七 た場合に できる措 該 作 表 示が 動信号を受信するもの 置を 火火災 は、 講じること。 0 作動装置等 発生し た 警 が 起動し に 戒 あっ 区 . 域 に ては、 た区 係 る表 |域等 当 示と識別することが を 該 表示 作 動 信号を受信 し、 カゝ 当

第 + -の ニ 中 継 装置

中 信 号 継 0) 装 置 種 止は、 別に 応じて、 火災信号、 そ れぞ 起 動 れ 信号又は れ 6 作 0) 信 動 信号を受信したとき 号 を自 動 的 に発信 す

るものとする。

第十二 選択弁等

火設備 (I型に限る。) にあっては、次の各号に適合する選択弁二以上の防護区域を設定することのできるパッケージ型自動消

等を設けるものとする。

と。 選択弁等は、第八第一号から第三号までの規定に適合するこ

であること。
した警戒区域に対応する防護区域に関する弁等を開放するもの二 選択弁等は、起動信号を受信したとき、自動的に火災の発生

三 発信すること。 たとき、 作動信号を発信 その旨 \mathcal{O} するものにあ 作 動 信号を受信装置又は中継装置に自 って は 当]該選択 弁等が 動的 作動 に

第十三 非常電源

でない。 合する非常電源設備 ただし、 く。)には、 パッケージ 規則第十二条第 型自動 次の各号に適合する非常電 が設けら 消 火設 項 備 第四号 れている場合にあっては、 (主電源に ハに規定する蓄電池設備に 源を設けるものとする。 電池を用 いるものを除 この 限 適 ŋ

一 主電源が停止したときにあっては主電源から非常電源に、主

るものとする。

第十二 選択弁等

火設備にあっては、次の各号に適合する選択弁等を設けるものと二以上の防護区域を設定することのできるパッケージ型自動消

選択弁等は、第八第一号円から三までの規定に適合するこ

と。

する。

域に関する弁等を開放するものであること。
二 選択弁等は、起動信号を受信したとき、自動的に当該防護区

三 発信すること。 たとき、 作 動 信号を発信 その旨 0 作 するも 動 信号を受信装置又は中 0) に あ 0 て は、 当 該 継装置に自動的 選 択弁等が 動

第十三 非常電源

項第四 5 合する非常電源を設けるものとする。 電 れ 気を使用するパッケー ている場合にあっては、 号 ハに 規定する蓄電 池 ジ型自動 この限りでない。 設 備に適合する非 消 ただし、 火設備に は、 常電源設備 規則第十二条第 次の各号に適 が設け

一 主電源が停止したときにあっては主電源から非常電源に、主

電 源 が 復 旧 たときに あ ó ては 非 常 電 源 カゝ 5 主 電 源 に 自 動 的 に

切 ŋ 替 える装置 を 設 け ること。

最大消費電流 に 相 当 する負荷を加えたときの 電 圧 を 容 易 に 測

定 す ることが できる 装 置 を 設 けること。

三 非 常電源 は、 蓄 電 池 設 備 \mathcal{O} 基 準 昭昭 和 兀 +凣 年 消 防 庁 告 示 +第

六 号) 年自治省令第十 又は中 継 器 八 に 号) 係 る 第 技 五条第 術 上 \mathcal{O} 七 規 号 格 1 を から二まで及 定 め る省令 (昭 び 和 に 五.

適

合

すること。

兀

非

常

電源

0

容

量

は、

監視

状態

を六十

分間

継

続

た後、

作

動

す

ること。

置

等

0)

電

気を

使

用

す

る

装

置

を作

動

Ĺ

カコ

つ、

音等を十

分間

以

上 装

継 続 L て 発生させることが できること

第 +四 絶 縁 抵抗

ツ ケ] ジ 型 自 動 消 火 設 備 \mathcal{O} 絶 縁 抵 抗 等 は 次 0 各号に 定 \Diamond る

ところによる。

抗 計 充 電 で 電部と非 測定した 充 値 電 で 部 五. لح メ \mathcal{O} ガ 間 才 \mathcal{O} 抵 Δ 抗 以 は 上 であ 直 流五 ること。 百 ボ ル \vdash \mathcal{O} 絶 縁 抵

1

十 ル に 充電 1 ボ ル ボ を ツ ル 電部と非 超え百 ル 1 0 1 を 正 を加 超 弦 える 五. 波 充 え +に 電 た ŧ ボ 近 部 値 0) ル V と に 1 実 \mathcal{O} 0 あ 以 効 間 下 電 交 0 0) 7 流 0) 絶 圧 電 は ŧ 五. 縁 圧 定 \mathcal{O} 百 耐 を 格 に ボ 力 んは、 あっ 加 電 ル えた場合、 圧に二を乗じ 卜 ては千ボ 五. (定 十ヘルツ又は 格電 ル 圧 分 間 て得 Ļ が 六 +六 ۲ た 百 値 ボ れ 五 +

> 電 源 が 復 旧 たときに あ 0 て は 非 常 電 源 か 6 主 電 源 に 自 動 的

> > に

切 ŋ 替 える装置を設け ること。

最大消 費電流に 相当する負荷を. 加 え た لح き 0 電 圧 を容 易 に 測

三 定 非 することができる装置 常 電 源 は、 蓄 電 池 設 を 備 0 設 基準 け ること。 ~昭 和 兀 + 八 年 消 防 庁 告 示 第

二号) 六年自 治省令第十 又 は 中 · 継 器 に係 八号) る 第 五 技 術 条第七 上 0) 規 뭉 格 1 を か 定 5 \Diamond る = 省令 まで及 (昭 び 和 に 五. +適

兀 置 継 非 等 続 常 0) L 電 電 て 気を使 原の 発 生させることが 容 用する装 量 は、 監 置 視 状態 を できること。 作 動 を六十分間 Ļ カコ つ、 継 音 続 等を十分間 た後、 作 以 動 上 装

第 + 四 絶 縁 抵 抗

パ ツ ケ 1 ジ 型 自 動 消 火 設 備 \mathcal{O} 絶 縁 抵 抗 等 は 次 0 各号に定 め

ところに ょ る。

充電 部と 非 充電 部 لح 0) 間 \mathcal{O} 抵 抗 は、 直 流 五. 百 ボ ル \vdash \mathcal{O} 絶 縁 抵

に千 十 ル 抗 ボ \vdash ル 充 計 電 ボ を ツ で ル 超 測 ル 1 0 部 え百 ع を 定した値 1 正 非充電 超えるも 弦 を 加えた値 波 五.十 に ボ 近 部 で 0) ル V と 五. 1 実 0) メ に 効 ガ 0) あ 以 間 電 0 下 才 交 \mathcal{O} 7 流 0)] 圧 絶 電 は ŧ Ŧī. 縁 A 以 定 百 圧 \mathcal{O} 耐 に を 格 ボ 力 上 であ 加 電 あ は ル 圧 え 0 1 た場 ること。 に二を て 五 (定 は千 十ヘル ⟨ 格 乗じて得 ボ 電 ツ又は 圧 ル 分間 ٢ が 六 た値 + 六 百 ボ れ 五

に 耐 えること。

次 0 一又は二に掲げ る電 源の 区 分に応じ それぞれ一又は口

に 定める範囲 内 で 電 圧 を変動させ た場 合、 機 能に異常を生じ

主 電 源 定 格 電 圧 \mathcal{O} 九 十パ] セ ント ·以上 古百十パ セ ン \vdash 以

下 主 電 源 に 電 池 を 用 V る ツ ケ] ジ 型 自 動 消 火設備 あ

7 は 供 給される電 力に 係る電 圧 変 動 0 下 限值以上上限 値

下

 (\Box) 非常 電 源 定 格 電 圧 0 八 + Ŧī. パ] セ ント 以上百十パ] セ

異 常を生じな いこと。

兀

通

電状態

に

お

V)

て、

次

 \mathcal{O}

試

験

を

+

五.

秒

間

行

0

た

場場

合

機

能

に

兀

1

以

 $\left(\longrightarrow \right)$ 内 部抵抗五 十才] A 0) 電 源 カコ 5 五. 百 ボ ル 1 0) 電 圧 を パ ル ス

幅 7 イ ク 口 秒、 繰 返 L 周 期 百 ル ツ で 加 える試 験

 (\Box) 内 部 抵 抗 五. + オ] ム 0 電 流 か ら 五. 百 ボ ル 1 0 電 圧 を パ ル ス

 (Ξ) 音等 を 発生す んる装置 を 接 続 する端子に、 内 部抵 抗 六百 才

返 L 周 期 百 ル ツ で 加 え える試 験

 Δ

0)

電

源

か

ら二百二

+

ボ

ル

1

 \mathcal{O}

電

圧

を

パ

ル

ス

幅

ミリ

秒、

繰

 Δ

 (Ξ)

幅

0

7

イクロ

秒、

繰

返

L

周

期

百

ル

ツ

で

加

える試

幅

 \bigcirc

7

、イクロ

秒、

繰

返

L

周

期

百

ル

ツ

で

加える試

幅

7

1

・クロ

秒、

繰

返

L

周

期

百

ル

ツで

加

える

試

ル

ス

第十五 放

射

性

パ ツ ケ ジ 型自 動 消 火 設 備 0) 放 射 性 能 は、 次 0 各号に定めると

> に 耐 えること。

三 電 源 0 電 圧 を次 0 範 开 内 で変動させた場合、 機能に異常

を

生

じ ないこと。

な

 $\left(\begin{array}{c} \end{array} \right)$ 主 電 源 定格 電 圧 0) 九 + パ セ ント 以上百十パ] セ ント

以

下

以

非 常 電 源 定 格 電 圧 0) 八 + 五. パ] セ ン \vdash 以 Ĺ 古百十パ Ì セ

ン

1 以 (\Box)

通 電 状 態に お 1 て、 次 \mathcal{O} 試 験 を + 五. 秒 間 行 0 た 場 合、 機

常 を生じ な

 $\left(\longrightarrow \right)$ 内 部 抵 抗五十オ 1 Δ 0) 電 源 カゝ 5 Ŧī. 百 ボ ル 1 0) 電 圧 を パ

異

 (\Box) ス

内 部 抵 抗五十オ Δ \mathcal{O} 電 流 か 5 五. 百 ボ ル 1 0) 電 圧 をパ ル

音 等 を発生する装置 を接 続 する端子に、 内 部 抵抗六百才 1

 \mathcal{O} 電 源から二百二十 ボ ル \vdash 0) 電 圧 を パ ル ス 幅 ーミリ 秒、

繰

L 周 期 百 ル ツで加 える 試 験

返

第 十五 放 射 性 能

パ ツ ケ] ジ 型自 動 消 火 設 備 0) 放 射 性 能 は 次 0 各号に定めると

能

ころによる。

ること。 一 作動後すみやかに、防護区域内に消火薬剤を有効に放射でき

□ Ⅰ型 充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセ

る量以上の量を放射できること。

ントの量

 \vdash

· の 量 □ ■型 充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセン

であること。
出口の数で除した値の九十パーセント以上百十パーセント以下の容量又は質量は、放射された全消火薬剤の容量又は質量を放三 放出口を複数設けるものの各放出口から放射される消火薬剤

第十六 消火性能

掲げる区分に応じ、当該各号に定める試験に適合するものとすパッケージ型自動消火設備の消火性能については、次の各号に

る。

放出口を有しないパッケージ型自動消火設備について試験を行一 1型 第十七第一号⑴の第一消火試験(第八第七号に定める

う場合に限る。

又は第十七第一号口の第二消火試験

ころによる。

・・・。 作動後すみやかに、防護区域内に消火薬剤を有効に放射でき

ること。

充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセント以上

の量を放射できること。

出口の数で除した値の九十パーセント以上百十パーセント以下の容量又は質量は、放射された全消火薬剤の容量又は質量を放放出口を複数設けるものの各放出口から放射される消火薬剤

三

第十六 消火性能

であること。

場合に するパッケー は第二号の パッケージ型自動消 おい て、 第二 ジ型自動消火設備に適用するものとする。 消火試験の 第二消火試験は 火設備 V ず は れかに適合するものとする。 第十 第八第二号に定める放出口を有 七第 号 0 第 消 火試 験又

_ Ⅱ 型 第十七 第一 一号一の 第 消火試験 同号口の第二消火試

験 及び同号回の火災拡大抑制試験

第十七 消火試験

法は、 ッケージ型自動 次の 各号に定めるところによる。 消 火設 配備の 消火性能を判定する消火試験の方

I型における消火試験は 次に定めるところによること。

 $\left(- \right)$ 第 消 火試験 は 1 からへまでに定めるところにより、 そ

1 0 判定はト 別図 に 示 す A 規定により 模型及びB模型を用いること。 行うこと。

0)

口 型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞ れ置くこと。 A 模型及び B模型は 防護区域内の 任意の場所にその 模

ンを入れ、 A模型の燃焼なべに、 点火すること。 兀 () J ット ル 0 ノル マル ヘプタ

火を開始すること。 点火してから三分後に 放出口は、 床面上二・四メート 放出口から消火薬剤を放射し、 ル の天井面に取り付け、 消

ホ 射開始から二十分を経過するまで燃焼させるとともにB トル 放射が終了した後、 0) ル ル ヘプタンを入れて点火し、 ただちにB 模型の 鉄製皿 消火薬剤の に () 兀 放 IJ 模

第十七 消火試 験

パッケージ型自動 消火設 備 0 消火性能を判定する消火試験の方

法は、 第一 次 消火試験は、 0 各号に定めるところによる。 一から内までに定めるところにより そ

判定は出 0 規定により行うこと。

別図一 に示すA模型及びB模型を用いること。

 $\left(\longrightarrow \right)$

型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測 定すること。

う。 無風の状態 口ト及び第十九第四号内において同じ。 (風速○・五メートル 毎秒以下の状態をい において行

のと判定すること。 次の(1)及び(2)を満足する場合に この試験に適合するも

(2) (1) た時) 後 た温度の上昇が 始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合 B模型について、 A模型について、 (放射時間が三分以下のものにあっては放射が終了し に炎が認められず、 消火薬剤の放射を開始してから二十分 消火薬剤の放射を開始してから三分 ノルマルヘプタンの燃焼中に測定し かつ、 放射終了後、 放射を開

を経過するまで 0 間、 百七十度を超えない場合

 $(\underline{})$ 0 判定はチの規定により行うこと。 第二消火試験は、 イ からトまでに定めるところにより、 そ

(___)

くこと。

1 所に、 該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置 別図 模型相互 に示すA模型二個を用い 0) 距離を十センチメー 防護区域内の任意の場 ル 離 か 当

口 A模型の燃焼なべに 兀 ・〇リットルの ノルマルヘプタ

くこと。

の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞれ置 A模型及びB模型は、 防護区 域内の任 意の場所にその模型

ンを入れ、点火すること。

火を開始すること。
「点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消が出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、

所に、 該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置 くこと。 別図一に示すB模型二個を用 模型相互の 距離を十センチメー *(*) 防 護区 離 |域内 0) 任意の か 当 場

放射すること。
認された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を
ボーパッケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、ハで確

ト無風の状態において行うこと。

のと判定すること。 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するも

てから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合後に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始しる機型について、消火薬剤の放射を開始してから三分

た温度が、 消 火薬剤の放射 を開始して から二十分を経

(2)

B模型に

つい

て、

ル

ル

ヘプタンの燃焼中に測定し

するまでの間 百七十度以上に上昇しない場合

 (\equiv) を入 Α れ、 模 型の燃焼なべ 点火すること。 に、 兀 〇リット ル 0) ル 7 ルヘプタン

放出口 は、 床面上二・ 兀 メ] \vdash ルの天井 面に取り付け、 点

(四)

<u>ک</u> 。 火後三分で放出口から消火薬剤を放出し、 消火を開始するこ

 (\overline{H})

放射

が

終了した後、

ただちにB模型の

鉄製皿に〇

四 リッ

上の 始から二十分経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心 1 ル 天井面下五センチメートルの位置の温度を測定するこ 0) ルマ ル ヘプタンを入れて点火し 消火薬剤の 放射 開

(; ;)以 無風 0 状態 (風速○・ 五メート ル 毎 1秒以下 (T) 状態をいう。

下

同じ。

において行うこと。

<u>ک</u> 。

(七) 次のア及びイを満足する場合に、 この試験に適合するもの

ア と判定すること。 い場合 三分以内のものにあっては放射時 かつ、 A模型で、 放射終了後、 消火薬剤の放射開始後三分以内 放射開始から二十分以内に再燃しな 間内) に炎が認められず (放射時間 が

1 B模型で、 ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度の

	イ 別図四に示すD模型を別図五に示す位置に置くこと。
を入れ、点火すること。	の判定は二の規定により行うこと。
□ A模型の燃焼なべに、四・○リットルのノルマルヘプタン	□ 第二消火試験は、イからハまでに定めるところにより、そ
	と。
	再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定するこ
	ず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に
	二 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められ
	散布し、点火すること。
	ハ 各C模型全体にそれぞれエタノール五十ミリリットルを
	ロ 放出口を別図三に示す位置に取り付けること。
	と。
	及び別図二に示すC模型二個を別図三に示す位置に置くこ
	イ 厚さ四ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型二個
くこと。	
当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置	
の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、	の判定は二の規定により行うこと。
─ 別図一に示す定めるA模型を二個用い、防護区域内の任意	─ 第一消火試験は、イからハまでに定めるところにより、そ
判定は川の規定により行うこと。	
第二消火試験は、円から出までに定めるところにより、その	
二第二消火試験	二 Ⅱ型における消火試験は、次に定めるところによること。
、百七十度以下である場合	
上昇が、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまでの間	

- ロ 放出口を別図五に示す位置に取り付けること。
- ンを入れて点火し、五分間予燃した後に試験を開始するこハ D模型の燃焼なべに、一・五リットルのノルマルヘプタ

と。

- 世。 再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定するこが、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間にが、かつ、放射が終了してから一分後に残炎が認められ
- 、その判定はへの規定により行うこと。
 「一人災拡大抑制試験は、イからホまでに定めるところにより
- 別図六に示す試験室で試験を行うこと。
- 図六に示す位置に取り付けること。標示温度七十二度で感度種別が一種のものに限る。)を別、試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド(
- けること。

 「対象の天井部に、放出口を、当該放出口に係る防護区域が別図六に示す試験用同時放射区域を有効に包含するよ」

 「試験室の天井部に、放出口を、当該放出口に係る防護区
- ルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火ホ 燃焼皿に○・五リットルの水及び○・二五リットルのノ

放出 П は、 床 面 上二・ 兀 **ロメ**ー \vdash ル 0) 天井 面に 取り け付け、 点

 (\equiv)

と。

火後三分で放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始するこ

すること。

のと判定すること。 次の①から④を満足する場合に、この試験に適合するも

- ずれも三百十五度を超えないこと。た温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、いり、別図六に示す熱電対a及び熱電対bにおいて測定され
- と。 が、かつ、二分間以上継続して五十四度を超えないこ 火してから三十分を経過するまでの間、九十三度を超え 火してから三十分を経過するまでの間、九十三度を超え

置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。点火してから三十分を経過するまでの間、試験室に設

(4)

と。

一別図一に示すB模型を二個用い、防護区域内の任意の場所

<u>(DD</u>)

すること。
された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射が、カージ型自動消火設備に適切な措置を施し、三で確認

(五)

第十八 消火薬剤の種類及び貯

量は

次の各号に定めるところによる。

は

次に定めるところによる。

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵

蔵量

ぞれ─又は□に定める種類とすること。 一 消火薬剤の種類は、次の□又は□に掲げる区分に応じ、それ

> (1 放射 ル 0) が ル 終了した後、 7 ル プタンを入れて点火し ただちにB模型の 鉄製皿に〇 消火薬剤の放射開 兀 リッ

上の

始

から二十分経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心

天井面下五センチメートルの位置の温度を測定するこ

出 無風の状態において行うこと。

(八) 次のア及びイを満足する場合に、この試験に適合するもの

と判定すること。

ア

A模型で、

消火薬剤の放射開始後三分以内に炎が認めら

しない場合れず、かつ、放射終了後、放射開始から二十分以内に再燃

イ + 度以上に上昇しない 消火薬剤の B模型で、 放射開 ル 7 始から二 ル 場合 プタンの燃焼中 十分経過するまでの間 測 定した温 百七 度が

第十八 消火薬剤の種類及び消火薬剤量

パッケージ型自動消火設備の消火薬剤の種類及び消火薬剤の量

に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる一 使用する消火薬剤の種類及び消火薬剤の量は、次の表の上欄

防護面積に応じた消火薬剤の量とすること。

消火薬剤の量(リットル)

- 30 -

備考

第十九 剤 (第十九第二号に定める性能を有するものに限る。 第 号に定める試験にお ア いて確認された性能を有する

第 第 強化 泡 第二種機械 泡 剤等入り 第三種浸潤 剤等入り水 第二種浸潤 剤等入り水 する水溶性の消火薬剤(第十九第三号に定める性能を有する ものをいう。 機械泡とは、 強化 種浸潤 種 液 機械 に液とは、 水 七十八 百十七 百十七 百九十五 百九十五 百九十五 化学反応によらず消火効果を有する泡を生成 ル カリ金 三百十五 三百十五 三百十五 百二十六 百八十九 百八十九 属塩類を含有する水溶性の消火薬 三百六 三百六 二百 五百十 五.百 五.百 兀 ++兀 八 兀 百三十 百二十 百九十五 百二十五 百二十 百九十五) で、 五 Ŧī.

種 消

別

十三平方

<u>二</u> 十

平

三十四平

十五平方メ

メートル

方メート

方メート

トル

ル

ル

火薬

剤の

防護

面

積

防

護

面積

防護

面 積

防護面

積五

 $\left(\begin{array}{c} \end{array} \right)$ る第 \otimes る第 Ι 一種浸潤剤等入り水 型 種機械泡若しくは第二種機械泡又は第十九第三号に定 第十九: 種浸潤剤等入り 第 号に定める強化液、 水 第二種浸潤剤等入り水若しくは 第十九第二号に定め

 $(\underline{})$ 消火薬剤の Π 型 第十九第三号に定 貯 蔵 量 は、 次の 表の める第三 上欄に掲げる消火薬剤の種 種 浸潤剤等入り 水 類

応じ、 それぞれ同 表の 下 欄に掲げる区分及び防護面積に応じ

量とすること。

た量以 種 消火薬剤 上の 類 \mathcal{O} 平方メ 積十三 防 トル 護 面 消火薬剤 メート 防護面 積二十 ル 平方 0 メー 四平方 積三十 ル 防 型 貯 護 蔵 量 面 _ リ ル 方メート 防 五十五平 護面積 ット ル 平方メ 積十三 防 Π 護面 1 型

> も の された性能により第 に 限 る。 で、 第十 種又は第二種に区分されるものとす 九第 号に定める試験において確

三 る。 火薬剤

浸潤

剤等入り

水

は

浸潤

剤等を含有する水溶性の

消

(第十: 九 第 九 号に定り 第四号に定める性能を有するものに限る。 める試 験にお いて確認された性能により第 で、 第

種 第二種又は第三種に区分されるものとする。

<u>_</u>| じた消 薬剤 消 火薬 0) 火薬剤の 種 別に応じ 剤 の 量は、 量 0 そ れぞ 則 として第 倍以上の量とすること。 れ同表の 号の 下 欄に掲げる防護面 表 0 上 欄に掲げる消火 積に応

三 I型における放射時間は、	剤等入り水	第三種浸潤	剤等入り水	第二種浸潤	剤等入り水	第一種浸潤	泡	第二種機械	泡	第一種機械	引 イ 浴	垂 ヒ 友
る放射時	- - [九 十 四	→	百四十	十四四	二百三	<u></u> —	百四十	十四四	一百三	十四四	二百三
		百五十	十七	二百二	十八	三百七	十七	二百二	十八	三百七	十八	三百七
分以上と	十五	二百四	十八	三百六	1	六百十	十八	三百六	11	六百十	11	六百十
一分以上とすること。	六	三百九十	四	五百九十	7 F	九 有 九	四	五百九十	ナ 百 ナ ー	1 1 1	ナ 百 ナ ー	1 1
ı	-	十										
三												
放出時間は、												
放出時間は、一分以上とすること。												

第十九 消火薬剤の性能等

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の性能等は、次

の各号に定めるところによる。

、次に適合するものとすること。 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤性能等は次に定第十九 消火薬剤の性能等

めるところによる。

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤性能に関する

試験

の表に定める条件により、消火性能に関する試験を一から四まパッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の性能は、次

とする。

備一考 る。 試験用消火器は、 棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用す 温度二十度において行うものとする。

基準放射時間は、

とする			
	消火模型な	消火模型を消火するため	んめの条件
	消火薬剤	試験用消	基準放射
消火薬剤の種類	の 量	火器の容	時間
	(リット	量(リッ	(秒)
	ル	トル)	
強化液	〇・田	大・〇~	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇~	四十
第二種機械泡	0 • [1]	四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	〇・田	大・〇~	四十
第二種浸潤剤等入り水	0 • [1]	三・六〜	三十五
第三種浸潤剤等入り水	0 • [1		=+

□ 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場	ること。		果を有する泡を生成する水容性の消火薬剤で、前号一から四ま二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効	出 第四号の試験に適合すること。		団 アルカリ性反応を呈すること。	四	剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用するこ	三 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあっては、消火薬	の異常を生じないものであること。	□ 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他	と。 しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであるこ	──著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著
結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他と。	しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであるこ 著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著	でに適合するアルカリ金属塩類の水溶液とする。	第一号に定める消火薬剤のうち、強化夜消火薬剤は、一から二 強化液消火薬剤		模型は完全に消火されたものと判定すること。放射終了後二分以内に再燃しない場合においては、それらの	団 消火薬剤の放射終了時において残炎が認められず、かつ、	四 無風の状態において行うこと。		三 消火は、模型に点火した後三分で開始すること。	火すること。	□ 燃焼なべに、三・○リットルのノルマルヘプタンを入れ点		── 消火試験は、別図二に示す模型を用いるものとする。

合に におい すいものであること。 て、 液状又は粉末状 0 消 火薬剤にあって は 水に 溶

 (\equiv) 以上であり、 た場合にお あること。 0 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させ 水溶液が V て放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍 泡 か から つ、 還元するために要する時間が一 発泡前の水溶液の容量の二十五パー 分以上で ・セン

(四) 凝固点は 使用温度の下限値未満であること。

の異常を生じないものであること。

 (\equiv) 浸潤剤等を混和 又は添加することができるものとする

こと。

<u>(DU</u>) Ł 浸潤 のであること。 剤等は、 消火薬剤 の性状又は性 能 に悪影響を与えない

(<u>F</u>i) 腐 敗、 変質等のおそれの ないも 0 で あること。

アル カリ 、性反応を呈すること。

(七) (六) 凝 固 点が零下二十度以下であること。

三 第一 種 機械泡及び第 種 機械泡消火薬剤

三

第

種浸潤剤等

入り

水

第

二種浸潤剤等入り水及び第三種

浸

第

潤

剤等入り水は、

浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で

すること。

号一から四まで及び出並びに前号四

の規定に適合するもの

械泡消 第一 火薬剤は 号に定める消火薬剤のうち 前号一から 田までの 第 規定 種 機械泡及び第二種 0 例 によるほ か、

機

 $\left(--\right)$ ること。 放射される泡は 耐 火性を持続することができるものであ から四までに適合するものとする。

(___) け 合において、 やす 水溶液又は液状若しくは粉末状の いものであること。 液状又は粉末状の消火薬剤にあっては ŧ 0) であること。 水に溶 この場

 (\equiv) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させ

- 36 -

兀 ろにより、 消 火薬剤の その判定は川 性 能に関 する試験は の規定により行うこと。 から出までに定めるとこ

ぞれ同 間は、 び 同 消 表の 5火薬剤 表のの 次の 第四欄 表 第一 0 量 0 第 欄に掲げる量 掲げる時間とすること。 試 験用消 欄に掲げる消火薬剤の 火器 同表 0 容量及び の第三 欄 種類に応じ 消火薬剤の放射時 に掲げる容量及 それ

	消火薬剤	試験用消	消火薬剤	
	の 量	火器の容	の放射時	
消火薬剤の種類	(リット	量	間	
	ル	(リット	(秒)	
		ル		
ઇ	E. •	六・○~	<u> </u>	
	(七・五	<u>[</u>	
第一重幾戒包	E. •	六 ・ ○ 〜	되 는	
村村	(七・五	<u> </u>	

た場合において放射される泡の容量が 水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上で 発泡 前の 水溶液 0 容 消 量の二 火薬剤の 一十五パ 容量の セン 五 倍

(<u>PU</u>) 第

兀

潤剤等入り 水消火薬剤は、 第 一号川から田まで及び前号四の規

定の例によるものとする。

トの あること。 以上であり、 凝 号に定める消火薬剤のうち第 種 固点は、 第一 使用温· 種 及び 第三 度の 種浸潤剤等 下限値未満であること。 種 入り 第二種及び第三種浸 水消火薬剤

-	=	-	金三和 彩彩 発音ショラ
=	二 · 四 〈		第三重曼閏削等入り水
=======================================	四 • 五	=	
三十五	三、六~	<u>=</u>	第二重曼閏別等人の水
<u> </u>	七・五	-	_
	六・○~	E. O	第一重曼閨別等人の と
-	四 • 五	-	多二种林科
三十五	三・六〜	Ξ)	第二重幾 戒包

 $(\overline{\Xi}) | \quad (\overline{\Box}) |$ 別 図 九に 示す F 模 型を用いること。

ル \mathcal{O} 試 蓄圧式消火器を使用すること。 験 別用消 火器 は 試 験を行う消火薬 剤 を充填 した棒状ノズ

 $\left(\boxed{\text{JL}} \right)$ 火すること。 燃 燃焼なべ に、 三・〇リットルの ノルマ ルヘプタンを入れ点

 $(\overline{\pm})$ 点火してから三分後に 消火を開始すること。 試 験 用 消 火器から 消 火薬剤を放 射

無風の状態に おいて行うこと。

(八) (七) (六) 温度二 十度の状 態において行うこと。

射 が 消 終了して 火薬剤の 放 カゝ ら 二 射 が 分を経過するまでの 終了した時に炎が認められず、 間に再燃しない か つ 場 合 放

この試験に適合するものと判定すること。

Ŧī. 生じないように、 消 火薬剤は、 希 容器に封入すること 釈、 濃縮、 固 化 吸湿、 変質その他の異常 を

生じないように、 消 火薬剤は、 希釈、 容器に封入 濃 縮、 し 固 なければならない 化 吸湿、 変質その他の異常を

五.

六 ては、 ること。 消火薬剤 包装) 0) 容器 は 次に 容 器に表 掲げる事項を記載した簡明な表示をす 示することが不適当な場合に あ 0

「消火設 備 用 消 火 薬 刹 0) 文字

 (Ξ) (\Box) 消 消 上火薬剤 火 薬剤 0 \mathcal{O} 容 種 量 類

又

は

質

量

(四) (H) 腐 取 食性 扱 11 上 \mathcal{O} 注 意 事 項

(J\) (七) 型式 製 造者名又は 番号 商

標

(六)

製

造年

月

第二十 表示

ッケージ型自 動 消 火設 備には、 次 の各号に掲げる事項をその

パ ッケー ジ 型自 動 消 火 設 備 0) 文字

見

やす

ĺ١

箇所に容易

に

消

Ż

ない

ように

表示するものとする。

見やすい箇

所に容易に

消

Ż

な

V

ように

表

示 す

るものとする。

Ι 型又はⅡ 型 \mathcal{O} 別

三 消 火薬剤の 種 類

兀 使 用 温度範 开

五.

防

護

面

積

電

圧

六 主 電 源 に電 池 を用 V るも 0 にあ 0 7 は 当 該電池 0) 種 類 及び

> 六 ては、 な 表示をしなけ 消 火 包 薬 装) 剤 \mathcal{O} に 容 には、 れ 器 ば ならない 容 から八 器 に 表 までに掲げる事項を記載した簡明 示することが 不 適当な場合に

あ 0

 $\left(\longrightarrow \right)$ 消 火設 協備 用 消 火薬剤」 0) 文字

 (\Box) 消 火 薬 和の 種 類

(四) 腐 食 性

 (Ξ)

消

火

薬

和の

容量

又は

質量

(H) 取 扱 11 上 0 注 意事 項

(六) 製 造 年 月

(七) 製 造 者名又は 商 標

(八) 型 式 【番号

第二十 表示

パ ツ ケー ジ 型自 動消 火設 備に は、 次 の各号に 掲げる事項をそ

パ ツ ケー ジ 型自 動 消 火 設 備 0 文字

(新設

三 使用 消 火 薬 温 度 剤 範囲 \mathcal{O} 種別

兀 防 護 面 積

(新 設

迟巡

(器)

十 九 八 七 + <u>+</u> 消火薬剤の容量又は質量 取 扱 取 扱

い方法

い上の注意事項

製造者名又は 商

標

刊 九 八 七 六 五. 取扱い 型式 製造 製造 消 火薬剤の 番号 番号 年 上の注意事項 月

容量又は質量

型式番号

製造番号 製造年月

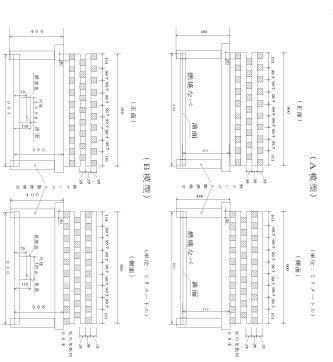
+

製造者名又は商

標

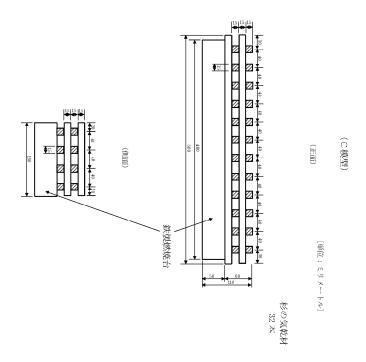
取扱い

方法

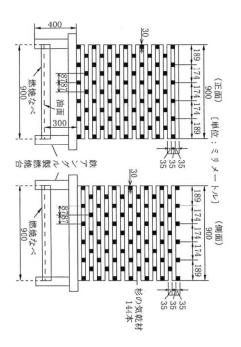


野図1

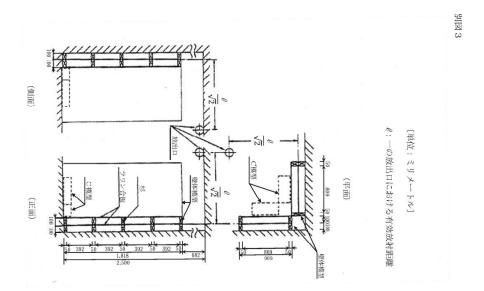




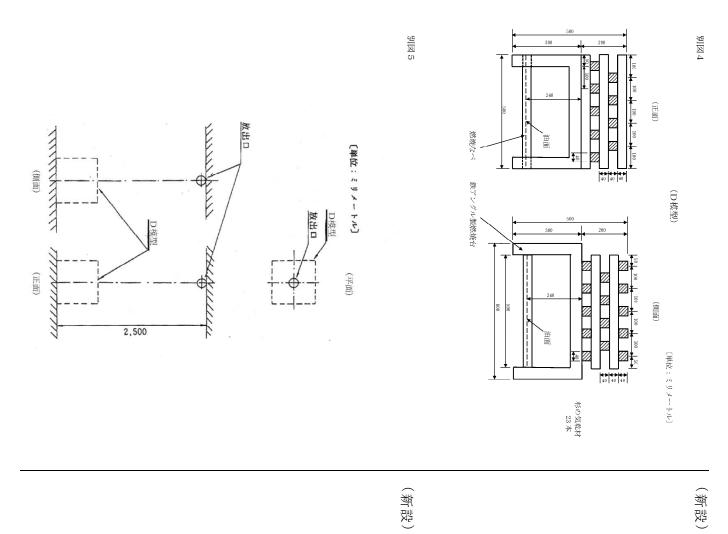
別図 2



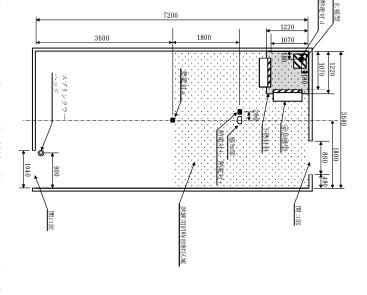




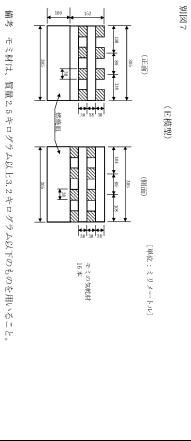




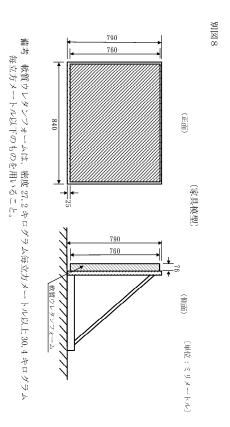
(重年)



備考 天井の高さは2.5メートル以上とし、天井の材料は厚さ5.0ミリメートルのけい酸カルシウム板とすること。
壁の材料は、厚さ5.5ミリメートルのラワン合板(合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)で規定する普通合板のものをいう。)とすること。壁に2箇所の閉口部を設けて、当該閉口部の高さは2.2メートルとすること。 E 模型は、近接する壁から50.0ミリメートル離して置くこと。 P 模型は、近接する壁から50.0ミリメートルをして置くこと。 整電対 a 及び熟電対 b は、天井の屋内に面する部分から下方に76.0ミリメートルの位置とすること。 熟電対 c は、床面から上方に 1.6 メートルの位置とすること。 熟電対 d は、天井裏に面する部分から上方に 6.0ミリメートルの位置とすること。 計験用同時放射区域は、三三3の部分とすること。



(新設)



(新設)

